

Koi-Fit 利用規約集

文書情報	
版番号	第1.0版
施行日	2026年11月1日

本書は、次の3つの利用規約を1つのファイルに収載した規約集です。ご利用のサービス及び店舗に応じて、該当する利用規約をご確認ください。

部	収載文書	対象店舗
第1部	Koi-Fit Web サービス利用規約	Webサービス（株式会社Koi-Fit）
第2部	Koi-Fit24 利用規約	Koi-Fit24（大阪市西区南堀江）
第3部	Koi-Pilates 利用規約	Koi-Pilates 桜川（大阪市浪速区）

第1部 Koi-Fit Web サービス利用規約

Koi-Fit Web サービス利用規約

株式会社 Koi-Fit（以下「当社」）が運営するウェブサイトにおけるコンテンツ提供サービス（以下「本サービス」）の利用に関し、本規約の全ての条項に同意していただく必要があります。なお、当社が運営するフィットネス施設等（店舗、スタジオを含みますがこれらに限りません）の利用に関しては、別途定める各施設の利用規約及び施設利用に関する諸規則等が適用されます。

第 1 章 総則

第 1 条（本規約の適用）

- 本規約は、本サービスに利用登録された方（以下「登録者」）に適用されます。
- 当社が登録者に対して本サービスに関して通知する諸規定、諸注意等は、通知の時点で本規約の一部を構成するものとし、全ての登録者に適用されます。

第 2 条（本規約の変更）

- 当社は、法令の変更、社会情勢の変化、その他相当の事由があると認める場合には、登録者の個別の同意を得ることなく、本規約の内容を合理的な範囲で変更、追加、削除（以下「変更等」）することができるものとします。
- 前項の変更等を行う場合、当社は、変更後の規約の効力発生時期を定め、効力発生時期までに、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社ウェブサイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により、登録者に周知するものとします。
- 変更後の規約は、前項の効力発生時期が到来した時点で、全ての登録者に適用されるものとします。

第 3 条（通知又は連絡）

- 当社が必要と判断した場合、当社は、登録者の事前承諾の有無にかかわらず、登録者に対し、登録された電子メールアドレスへの送信、当社ウェブサイトへの掲載、その他当社が適当と判断する方法で通知又は連絡を行うことがあります。
- 前項の通知が電子メールで行われる場合、当社が登録者の登録した電子メールアドレスに発信した時点をもって、通知が完了したものとみなします。登録者は、登録した電子メールアドレスを常に受信可能な状態に保つ義務を負うものとします。

第 2 章 登録者

第 4 条（登録の成立）

- 当社は、登録希望者の申し込みに基づいて、必要な登録の手続きを行い、登録されたメールアドレス宛てに確認のメールを送信します。
- 前項の登録手続きが完了した時点で、本規約に基づいた利用者契約が成立します。

3. 登録者は、当社又は当社の提携先から、本サービスに関する情報、キャンペーン情報、広告宣伝等を内容とする電子メールが送信される場合があることに予め同意するものとします。ただし、登録者は、当社所定の方法により、いつでも当該電子メールの受信停止手続きを行うことができます。

第5条（登録の拒否、取消し及び停止）

当社は、登録希望者又は登録者が以下のいずれかの項目に該当するとき、事前に通知又は催告することなく、その者の登録を拒否、取消（登録情報の削除を含む）又は停止することができます。(1) 本サービスの運営を故意に妨害し、又はそのおそれのある行為をしたとき (2) 登録されたメールアドレス又はパスワードを不正に使用したとき (3) 登録事項の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあったとき (4) 同一人物が意図的に複数の登録申込みを行ったと当社が判断したとき (5) 本規約又は別途定める各施設の利用規約及び施設利用に関する諸規則等に違反したとき (6) 法令又は公序良俗に反する行為をしたとき (7) その他、登録者として不適当であると当社が合理的に判断した場合

第6条（権利の喪失）

登録希望者又は登録者が、別途定める各施設の利用規約及び施設利用に関する諸規則等に定める資格の喪失に関する項目に該当する場合、登録希望者又は登録者は、本サービスを利用する権利の一部又は全部を喪失することがあります。

第7条（メールアドレス及びパスワードの管理）

1. 登録者は、登録者自身が設定したメールアドレス及びパスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、これを第三者に利用、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. メールアドレス及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は登録者が負うものとし、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切責任を負いません。
3. 登録者は、メールアドレス及びパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第8条（変更の届出）

登録者は、本サービスに届け出ている氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他当社に届け出ている事項に変更があった場合は、遅滞なく当社指定の方式で変更の届出をするものとします。変更の届出を怠ったことによる不利益（当社からの通知又は連絡の不達等を含む）は、登録者に帰属するものとします。

第9条（権利義務の譲渡禁止）

登録者は、本規約に基づく権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。

第3章 サービスの提供

第10条（サービスの変更、廃止、中断又は中止）

1. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、登録者への事前の通知又は承諾なく、本サービスの全部又は一部を変更、廃止、中断又は中止することができるものとします。ただし、計画的な変更、廃止、中断又は中止の場合は、原則として事前に当社ウェブサイトへの掲載等の方法により告知するものとしますが、緊急の場合はこの限りではありません。(1) 本サービス提供のためのシステムメンテナンス、更新を行う場合 (2) 天災地変、火災、停電、その他不可抗力により本サービスの提供が困難となった場合 (3) その他、運用上又は技術上、当社が本サービスの変更、廃止、中断又は中止が必要と判断した場合
2. 当社は、本サービスの変更、廃止、中断又は中止により、登録者又は第三者が被ったいかなる不利益又は損害についても、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
3. 本サービスを通じて提供される一切の情報は、予告なしに変更される場合があります。当該情報の変更起因して登録者又は第三者が損害を被ったとしても、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第11条（運営の委託）

当社は、本サービスの運営に関する業務の全部又は一部を、当社の判断により第三者に委託することがあります。

第12条（費用）

本サービスの利用登録及び利用自体は無料としますが、本サービスを利用するために必要となる通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての費用、並びにインターネット接続料、通信料等は、登録者の負担とします。

第 4 章 使用条件等

第 13 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、登録者が本サービスの登録及び利用に際して提供した個人情報について、当社が別途定める「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」に従って適正に取り扱います。登録者は、本サービスの利用開始前に、当該方針を確認し、同意するものとします。
2. 当社は、登録者の個人情報を、個人情報保護方針に定める利用目的のほか、個人を特定できない統計的な情報として、マーケティング、サービス改善、その他当社の事業活動のために利用することができるものとします。

第 14 条（著作権等）

本サービスを通じて提供される全てのコンテンツ（文章、画像、映像、音声、プログラム等を含む）に関する著作権、商標権、その他一切の知的財産権は、当社又は当社に権利を許諾した第三者に帰属します。登録者は、権利者の許諾を得ることなく、これらのコンテンツを複製、送信、頒布、改変、翻案、その他私的利用の範囲を超えて利用することはできません。

第 15 条（肖像等の利用）

登録者が当社の企画・運営するイベント等（オンラインイベントを含む）に参加する場合、登録者は、自己の肖像、氏名、音声等を含む写真、映像、記事等が、当社の広報活動（ウェブサイト、SNS、会報誌、その他広告媒体への掲載を含む）及び記録のために、無償で利用される場合があることに予め同意するものとします。ただし、利用にあたっては、登録者のプライバシーに配慮するものとします。

第 16 条（免責事項）

当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、登録者が本サービスを利用したこと、又は利用できなかったこと（本サービスの遅延、中断、廃止、情報の誤謬・欠落等を含む）によって生じる一切の損害（間接損害、特別損害、付随損害、派生損害、逸失利益を含む）について、責任を負わないものとします。

第 17 条（損害賠償）

登録者は、本サービスの利用に関連して、自己の責めに帰すべき事由により当社又は第三者に損害を与えた場合、その一切の損害（弁護士費用を含む）を賠償する責任を負うものとします。

第 18 条（登録者間の紛争）

登録者が本サービスの利用に関連して、他の登録者又は第三者との間で紛争が生じた場合、登録者は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切関与せず、責任を負わないものとします。

第 19 条（施設利用について）

当社が運営する施設の利用（入退場、利用ルール、禁止事項等を含む）に関しては、本規約ではなく、別途当社が定める各施設の利用規約及び諸規則等が適用されるものとします。登録者は、施設を利用する場合、これらの規約・規則等を遵守しなければなりません。

第 20 条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。
2. 本規約又は本サービスに関連して登録者と当社との間で生じた一切の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【附則】

本規約は、令和 7 年 4 月 18 日より改定、発効します。

第2部 Koi-Fit24 利用規約

Koi-Fit24 利用規約 本規約は、当クラブが運営するフィットネスクラブ及び関連サービス（パーソナルトレーニングサービス、パーソナルストレッチサービス、水素水サーバーオプションサービス、レンタルロッカーサービス、託児サービスを含みます。）の利用条件を定めるものとします。

第1章 総則

第1条（適用範囲と目的）

1. 本規約は、「Koi-Fit」が運営するフィットネスクラブ「Koi-Fit24」（以下「当クラブ」といいます。）及び当クラブに付随して提供されるサービス（第5章「パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチ」、第6章「水素水サーバーオプション」、第7章「レンタルロッカー」、第8章「託児サービス」を含みます。以下これらを総称して「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものとします。本規約は、当クラブの会員として入会手続きを完了した者（以下「会員」といいます。）並びに当クラブが別途定める手続き及び利用料金により本サービスを一時的に利用する者（以下「ビジター」といいます。）に適用されます。ビジターは、受付又は登録の形式にかかわらず、本規約の適用においては会員に含まれませんが、利用者として本規約の定めを遵守しなければなりません。会員及びビジターを総称して、以下「利用者」といいます。
2. 利用者は、当クラブ及び本サービスの利用にあたり、あらかじめ本規約及び当クラブが別途定める諸規則（プライバシーポリシー等を含みます。）に同意したものとみなされます。
3. 当クラブは、利用者が当クラブ内の施設及びサービスを利用して心身の健康維持・増進を図るとともに、地域社会における健康で明るいコミュニティ作りに寄与することを目的とします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。①「退会」とは、会員の意思による基本会員契約の終了をいいます。②「除名」とは、本規約に基づき当クラブが会員の会員資格を強制的に終了させることをいいます。③「解除」とは、月額制オプション契約（水素水サーバーオプション契約、レンタルロッカー契約等を含みます。）その他当クラブが提供する個別サービスに関する契約を終了させることをいいます。④「資格喪失」とは、本規約第47条に定める事由により会員資格が失われることをいいます。⑤「中途退会事務手数料」とは、在籍条件付き会員が在籍期間中に退会し、除名となり、若しくは第46条の2に定める会費不払による契約終了となる場合、又は第13条第5項に定める会員種別の変更をする場合に支払う手数料をいいます。⑥「在籍条件付き会員」とは、フルタイム会員ゴールドプラン及びフルタイム会員シルバープランの会員、並びに各種割引キャンペーンを利用して入会した会員（キャンペーン適用条件として在籍期間が設定されている会員）をいいます。⑦「在籍期間」とは、在籍条件付き会員に適用される、第45条第5項各号に定める所定の契約継続期間をいいます。⑧「時間外利用精算金」とは、会員が会員種別ごとに定められた利用時間外に施設を利用した場合に、第49条第4項に基づき支払う精算金をいいます。⑨「会費等」とは、会費、休会費、施設メンテナンス料、受講料、ストレッチ利用料、水素水オプション月会費、ロッカー利用料、託児料、延長料金、キャンセル料、中途退会事務手数料、第49条第4項に定める時間外利用精算金（利用料相当額及び事務手数料）、再請求事務手数料、その他本規約に基づく各種手数料及び諸費用をいいます。⑩「Web 予約システム」とは、当クラブが入会手続き、予約、決済、入退館管理（QRコード表示を含む）等のために会員及び利用者に提供するインターネット上のシステムをいいます。⑪「会員マイページ」とは、Web 予約システム上に設けられる、会員個人の登録情報確認、各種申請、会員 QR コード表示等を行うための専用ページをいいます。⑫「当クラブスタッフ」とは、当クラブの運営業務に従事する者（従業員、委託契約に基づくトレーナー、託児スタッフ、清掃スタッフ等を含みます。）をいいます。⑬「会費不払による契約終了」とは、第46条の2に基づき、会費等の不払を理由として基本会員契約が終了することをいいます。会費不払による契約終了は除名とは異なり、第10条第8号及び第46条第2項は適用されません。⑭「プラン適用日」とは、入会又は会員種別の変更により会員種別（プラン）が会員に適用された日をいい、「適用開始月」とは、プラン適用日の属する月をいいます。在籍期間その他本規約に定める期間を月単位で計算する場合は、適用開始月を第1か月目として起算します。この起算は、適用開始月以後の月会費が無料又は割引の対象であるかどうかにより変わりません。

第3条（パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチサービスの適用）

パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチサービスの利用に関しては、本規約の定めに加え、第5章の規定が適用されます。本規約の総則等の条項と第5章の規定との間に矛盾がある場合は、第5章の規定が優先して適用されます。

第4条（水素水サーバーオプションの適用）

水素水サーバーオプションの利用に関しては、本規約の定めに加え、第6章の規定が適用されます。本規約の総則等の条項と第6章の規定との間に矛盾がある場合は、第6章の規定が優先して適用されます。

第5条（レンタルロッカーサービスの適用）

レンタルロッカーサービスの利用に関しては、本規約の定めに加え、第7章の規定が適用されます。本規約の総則等の条項と第7章の規定との間に矛盾がある場合は、第7章の規定が優先して適用されます。

第6条（託児サービスの適用）

託児サービスの利用に関しては、本規約の定めに加え、第8章の規定が適用されます。本規約の総則等の条項と第8章の規定との間に矛盾がある場合は、第8章の規定が優先して適用されます。

第7条（特約等）

1. 当クラブは、特定のサービスに関して、本規約のほか、特約、ルール、ガイドライン、料金表その他の条件（以下「特約等」といいます。）を定めることがあります。
2. 特約等は本規約の一部を構成し、利用者はこれを遵守するものとします。
3. 同一のサービスに関し、本規約の条項と特約等の条項に異なる定めがある場合、当該サービスに関する限度で特約等の定めが優先して適用されます。
4. 前項に加え、第3条から第6条に定める各章の優先規定は、当該サービスに関する特約等に別段の定めがある場合を除き、特約等の内容に抵触しない範囲で適用されます。
5. 当クラブは、入会金、月会費、施設メンテナンス料、利用料その他のサービスの対価の額を、版番号、施行日、対象店舗及び掲載場所を明示した料金表（以下「料金表」といいます。）として定め、当クラブの Web サイトへの掲載その他の方法により公表します。料金表は、第1項に定める特約等の一部を構成します。料金表の改定は、第23条の定めに従います。

第8条（会員制度）

1. 当クラブの施設利用は原則として会員制とします。ただし、当クラブが別途定める手続き及び利用料金により、ビジターとして施設を利用できる場合があります。当クラブが第11条第1項により入会申込みを承諾した会員は、その会員種別の利用範囲に応じて、諸施設を利用することができます。
2. 会員種別（プラン）の名称、利用範囲（利用可能な時間帯及び利用できるサービスを含みます。）、月会費その他の適用条件は、本規約に定めるもののほか、第7条に定める料金表その他の特約等に定めます。
3. 法人その他の団体が、その役員又は従業員等に当クラブを利用させることを目的として当クラブと締結する契約（以下「法人契約」といいます。）の利用条件は、当該法人契約に定めるものとし、法人契約に別段の定めがない事項については、本規約を準用します。この場合において、法人契約に基づき当クラブを利用する者は、施設の利用に関する本規約の定めを遵守しなければなりません。

第9条（契約期間）

会員の契約期間は、第45条に定める退会、第46条に定める除名、第46条の2に定める会費不払による契約終了その他本規約に定める事由により基本会員契約が終了するまで、自動更新とします。ただし、第2条第6号に定める在籍条件付き会員については、第45条第5項に定める在籍期間その他の条件に従うものとし、更新条件は次の各号のとおりとします。① フルタイム会員ゴールドプラン及びフルタイム会員シルバープラン：第45条第4項の定め ② 各種割引キャンペーンを利用して入会した会員：当該キャンペーンの告知・申込画面・書面等において別途定める条件 ③ 年払いプランを利用する会員：第45条の2の定め

第2章 入退会・会員資格・変更等

第10条（入会資格について）

次の各号のいずれかに該当する者は、当クラブの会員になることはできません。① 満 16 歳未満の者 ② 本規約及び当クラブの諸規則を遵守できない者 ③ 入会申込者が申込内容に記載した本人であることを当クラブが確認できない者 ④ 医師等により運動を禁じられている、又は運動に適さない健康状態にある者 ⑤ 伝染病、その他他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有している者 ⑥ 所属する学校又は団体においてフィットネスクラブへの入会を禁じられている者 ⑦ 満 16 歳以上 18 歳未満で、当クラブの入会に関して親権者の同意を得られない者 ⑧ 過去に本規約に基づき除名処分となることがある者 ⑨ その他、合理的な理由に基づき、当クラブが会員としてふさわしくないと判断した者

第11条（入会手続き）

1. 当クラブ所定の申込方法により本規約を承諾した上で申込みを行い、当クラブがこれを承諾したときに契約が成立し、当クラブの会員となります。
2. 満 16 歳以上 18 歳未満の者が入会する際は親権者の同意が必要であり、同意をした親権者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
3. 会員には、当クラブの諸施設を利用する権利が与えられます。
4. 当クラブは会員に対し、会員マイページに表示される QR コード（以下「会員 QR コード」といいます。）を利用して、施設への入退館ができるように設定します。
5. 会員が当クラブの入退館を行う際は、会員マイページに表示される会員 QR コードを当クラブ指定の読み取り機にかざす方法によるものとします。ただし、システム障害その他当クラブが別途認めた場合はこの限りではありません。
6. 会員 QR コードを用いた入退館は本人のみによるものとし、会員は、自らの会員 QR コードを提示し、貸与し、又は共有する等して第三者を入退館させ、若しくは第三者の入退館を補助する行為（いわゆる共連れ入館を含みます。）をしてはなりません。万一、これに違反し第三者に当クラブを不正に利用させた場合、当クラブは除名を含む必要な措置を講じることができ、会員は別途第49条に定める不正利用に伴う施設利用料相当額及び事務手数料等を支払わなければなりません。

7. 会員及びビジターその他当クラブが Web 予約システムのアカウントを付与した者（以下、本項において「アカウント利用者」といいます。）は、登録されたアカウント情報（メールアドレス、パスワード等）について変更が必要な場合、Web 予約システムを通じて速やかに変更手続きを行うものとします。パスワード忘れ等により、利用者自身の操作で解決できず、当クラブによるシステム処理や個別対応を要する場合に限り、事務手数料として金 1,100 円（税込）を請求できるものとします。
8. 会員は、自己の責任において会員 QR コード及びこれを表示する端末を厳重に管理するものとし、不正利用（第三者による利用を含む）が生じないよう、善良な管理者の注意をもって管理を行うものとします。
9. 会員 QR コードが不正に利用されたことにより当クラブに損害が発生した場合、会員の故意又は過失に基づくときは、会員本人はその損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償する責任を負います。ただし、会員の責に帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。
10. 当クラブは、在籍条件付き会員の入会又は会員種別の変更に際し、適用開始月、在籍期間の算定方法及び在籍期間の満了月を、申込画面、会員マイページその他記録の残る方法により明示します。会員は、会員マイページその他当クラブ所定の方法により、適用中の在籍期間の満了月を確認することができます。

第12条（会員種別ごとの利用時間）

1. 会員は、入会申込を行った会員種別ごとに定められた利用時間（第7条に定める料金表その他の特約等に定めます。）を遵守しなければなりません。
2. 万一、定められた利用時間外の利用が判明した場合、会員は第49条第4項に定める時間外利用精算金（事務手数料を含む）を支払わなければなりません。

第13条（変更・手続き等）

1. 会員は、入会申込内容その他当クラブに届け出た内容が正確であることを保証します。
2. 会員が当クラブに届け出た内容（住所、メールアドレス、電話番号その他の連絡先を含みます。）に変更があったときは、速やかに所定の方法で変更手続きを行わなければなりません。
3. 会員種別の変更、及び月額制オプション契約（水素水サーバーオプション、レンタルロッカー等）の変更（解除を含む）を希望する場合は、変更（解除）を希望する月の前々月 11 日から前月 10 日までの期間に所定の手続きを行うものとします。この場合、会員種別の変更は変更希望月の 1 日より適用され、月額制オプション契約は解除希望月の 1 日から解除されます。解除対象のオプションは解除希望月の前月末日まで利用できます。手続きの遅延による返金等は行いません。
4. 前項にかかわらず、在籍条件付き会員は、原則として在籍期間内に会員種別を変更することはできません。
5. 在籍条件付き会員が、やむを得ない事由により在籍期間内に会員種別の変更をする場合、又は会員種別の変更により在籍条件を満たさなくなる場合は、第45条第6項に準じた中途退会事務手数料を支払わなければなりません。
6. 第3項の定めにかかわらず、年払いプランを利用する会員の会員種別の変更については、第45条の2第15項の定めるところによりします。
7. 第4項の定めにかかわらず、在籍条件付き会員は、在籍期間満了月の翌月 1 日を適用日とする会員種別の変更に限り、第3項に定める期間内に所定の手続きを行うことにより、これを行うことができます。この場合、第45条第4項に定める自動更新は行われず、同条第6項に定める中途退会事務手数料は発生しません。

第14条（休会及び復帰）

1. 会員は、当クラブ所定の手続きを行った上で、月単位で休会することができます。休会は、休会中の会員に適用される会員種別（以下「休会プラン」といいます。）への会員種別の変更として取り扱い、休会の開始及び復帰（休会プランから復帰後の会員種別への変更をいいます。以下本条において同じ。）には、本条に別段の定めがある場合を除き、第13条に定める会員種別の変更に關する定めを適用します。
2. 休会手続きは、休会開始を希望する月の前々月 11 日から前月 10 日までの期間に行うものとし、その場合、休会開始希望月の 1 日より休会扱いとします。
3. 休会する会員は、別途定める休会費を支払うものとします。
4. 本条の休会手続きが完了しない場合は、契約自動更新となり、施設利用の有無にかかわらず通常の会費等が発生します。
5. 休会していた会員は、休会手続き時に取り決めた復帰月の 1 日から自動的に復帰し、復帰月以降、所定の会費等を支払うものとします。
6. 在籍条件付き会員は、原則として在籍期間中に休会することはできません。ただし、傷病、長期入院、介護その他のやむを得ない事由がある場合、在籍条件付き会員は、当クラブの承認を得て、在籍期間中に休会することができます。この承認を受けようとする会員は、医師の診断書その他当該事由を客観的に確認できるものとして当クラブが認める証明書類を提出しなければなりません。この場合、第13条第5項に定める中途退会事務手数料は発生せず、第2条第14号及び第8項後段の定めにかかわらず、休会期間中の月は第45条第5項に定める在籍期間の月数に算入せず、復帰月以降、休会開始前の残余の在籍期間を継続して計算します。
7. 年払いプランを利用する会員は、年払い期間中に休会することはできません（第45条の2第15項）。

- 第6項の定めにかかわらず、在籍条件付き会員は、在籍期間満了月の翌月 1 日を休会開始日とする休会に限り、第2項に定める期間内に所定の手続きを行うことにより、これを行うことができます。この休会の開始は、第13条第7項に定める会員種別の変更として取り扱い、第45条第4項に定める自動更新は行われず、中途退会事務手数料は発生しません。なお、休会していた会員が復帰した場合において、復帰後の会員種別に在籍期間が設定されているときは、第2条第14号の定めるところにより、復帰月を第 1 か月目として在籍期間を起算します。
- 休会期間の上限その他休会の条件は、当クラブが別途定めるところによります。休会していた会員が復帰月の変更（休会期間の延長又は短縮）を希望する場合は、変更前の復帰月又は変更後の復帰月のいずれか早い方の月の前月 10 日までに、所定の手続きを行わなければならないとします。

第3章 料金・支払

第15条（会費、施設メンテナンス料及び利用料）

- 入会金、施設メンテナンス料及び会費は当クラブが別途定める金額とし、会員はこれを所定の時期及び方法で支払わなければならないとします。施設メンテナンス料は、施設の維持管理を目的として年 1 回（原則として入会月。なお、2 年目以降は毎年入会月と同月とし、会員種別の変更又は休会中であるかを問わず、請求月は変更されず、当該支払義務が発生します。）請求される費用とします。
- 一度支払われた入会金及び施設メンテナンス料は、法令に基づき返金が義務付けられる場合を除き、返金しません。
- 会費は当クラブが別途定める金額を所定の支払方法により支払うものとし、法令に基づき返金が義務付けられる場合を除き、原則として理由の如何を問わずこれを返金しません。
- 会員には実際の施設利用の有無にかかわらず、当クラブとの会員契約が定める諸費用をすべて支払う義務があり、退会月まで会費及び利用料等を支払わなければならないとします。
- 月額で発生する会費等の支払期日は、当クラブが別途定める決済日（原則として、カード決済は毎月 20 日、口座振替は毎月 27 日に翌月分を請求（決済）する）とし、当クラブは当該決済日に利用者の登録した決済手段により請求（決済）を行います。本規約において「支払期日」とは、当該請求（決済）を行う日をいいます。
- 会費等の支払方法は、クレジットカード決済その他当クラブが別途定める決済手段とします。口座振替による支払は、新規の受付を停止しており、既に口座振替により支払っている会員に限り、引き続き利用することができます。口座振替を利用する会員は、口座振替手数料として、1 回の振替につき金 330 円（税込）を負担するものとします。
- 前項により口座振替を利用している会員について、口座振替による決済が不能となった場合、当クラブは、当該会員に対し、クレジットカード決済その他当クラブが定める決済手段への変更を依頼することができ、会員はこれに誠実に協力するものとします。

第16条（パーソナルトレーニング受講料及びパーソナルストレッチ利用料）

- パーソナルトレーニングサービスの利用料金（以下「受講料」といいます。）は、当クラブが別途定め、利用者はこれを所定の方法により事前に支払うものとします。
- パーソナルストレッチサービスの利用料金（以下「ストレッチ利用料」といいます。）は、オプション利用料金及び単発利用料金とし、それぞれ当クラブが別途定め、利用者はこれを所定の方法により事前に支払うものとします。
- パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチの具体的な内容、提供時間、料金等の詳細は、各サービスの申込み時点において当クラブの Web サイト又は別途当クラブが提示する書面に記載する内容のとおりとします。
- 受講料及びストレッチ利用料には、本規約に基づく月会費に含まれる施設利用料相当分は含まれておりません。当クラブとの間で有効な会員契約が無いビジターがこれらを利用する場合には、別途当クラブ所定の施設利用料（ビジター料金等）を支払うものとします。
- 月会費に受講料又はストレッチ利用料が含まれた会員種別の会員（例：パーソナル会員等）に関しては、当該会員種別に適用される料金表その他当クラブが別途定める条件によります。
- 前項の会員種別における月間の利用回数、未利用分の繰越の可否、繰越の上限及び有効期限は、第7条に定める料金表その他の特約等に定めます。繰越の定めがない場合、当月の未利用分は当月末日をもって失効し、返金しません。
- 会員種別の変更、休会、退会、除名その他の事由により会員契約又は当該サービスの利用資格が終了した場合、未利用分（繰越分を含みます。）は終了日をもって失効し、返金しません。ただし、当クラブの責めに帰すべき事由により利用できなかった分については、この限りではありません。

第17条（水素水サーバーオプション月会費）

- 水素水サーバーオプションサービス（以下「水素水オプション」といいます。）を利用する会員（以下「水素水オプション会員」といいます。）は、別途当クラブが定める月会費（以下「水素水オプション月会費」といいます。）を、契約が終了するまでの間、所定の支払方法及び期限に従い支払うものとします。
- 月の途中から利用を開始した場合であっても、当クラブが別途定める場合を除き、1 か月分の水素水オプション月会費全額を支払うものとし、日割り計算は行わないものとします。
- 一旦支払われた水素水オプション月会費は、法令の定めがある場合、当クラブの責めに帰すべき事由がある場合、その他当クラブが特に返金を認めた場合を除き、原則として返金しません。当クラブの責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合の賠償は、第48条の定めるところによります。

第18条（レンタルロッカー利用料）

1. レンタルロッカーサービス（以下「レンタルロッカー」といいます。）を利用する会員（以下「ロッカー利用者」といいます。）は、別途当クラブが定める月額利用料（以下「ロッカー利用料」といいます。）を、契約が終了するまでの間、所定の支払方法及び期限に従い支払うものとします。
2. 一度支払われたロッカー利用料は、法令の定めがある場合、当クラブの責めに帰すべき事由がある場合、その他当クラブが特に返金を認めた場合を除き、原則として返金しません。当クラブの責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合の賠償は、第48条の定めるところによります。

第19条（託児サービス利用料）

1. 託児サービスの利用料金（以下「託児料」といいます。）は、当クラブが別途定め、当クラブの Web サイト等で告知する料金表によります。
2. 託児料は、原則として Web 予約システムでの予約時に、当クラブ指定の方法により支払うものとします。当クラブが別途認めた場合に限り、月会費と合算して後払いとすることができます。
3. お迎え予定時刻を超過した場合、超過時点から 30 分単位で延長料金が発生します。延長料金は、超過した時間を 30 分単位で切り上げて計算します（例：5 分超過の場合は 30 分相当、35 分超過の場合は 60 分相当の延長料金）。延長料金は、発生月の翌月以降の月会費と合わせて請求します。
4. 一度支払った託児料、延長料金及び次条に定めるキャンセル料は、法令の定めがある場合、又は当クラブの都合により本サービスの提供を全面的に中止した場合、若しくは当クラブの都合により予約済みのサービスを提供できなかった場合を除き、理由の如何を問わず原則として返金しません。

第20条（キャンセル料（託児サービス））

1. 託児サービスの予約について、第42条第3項に定めるキャンセル期限を過ぎてキャンセルした場合、又は連絡なく利用されなかった場合は、キャンセル料として当該予約に係る託児料の 100%（既に支払済みの場合はその全額、後払いの場合は請求額の全額）を支払う義務を負うものとします。
2. 前項にかかわらず、対象児童の急な発病やけが等、やむを得ない事由によりキャンセルする場合で、医師の診断書、処方箋の控え、領収書その他当クラブが認める証明書類を後日提示したときに限り、当クラブは当該キャンセル料を免除することができます。

第21条（遅延損害金）

利用者は、本規約に基づき当クラブに対して支払うべき金銭債務（会費等及び損害賠償金を含みますが、これらに限られません。）の履行を遅滞した場合、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%（法令上認められる上限を超えない範囲）の割合による遅延損害金を付加して支払うものとします。

第22条（再請求事務手数料）

1. 利用者が本規約に基づき支払うべき会費等その他の金銭債務について、所定の支払期日までに支払がなされず、当該支払期日の属する月の翌月 1 日を経過した場合、当クラブは、督促及び再請求業務に要する実費相当額として、1 回につき金 2,200 円（税込）の再請求事務手数料を請求できるものとします。
2. 前項の再請求事務手数料は、第21条に定める遅延損害金とは別に発生するものとし、滞納が複数月にわたる場合は、滞納した月分ごとに発生します。ただし、同一の滞納月について発生する再請求事務手数料は 1 回に限りです。また、未払の会費等が生じた時から当該未払の全額が完納された時までの期間（以下本項において「滞納期間」といいます。）中に発生する再請求事務手数料は、1 の滞納期間につき合計 3 回（金 6,600 円（税込））を上限とし、4 回目以降は発生しません。未払の全額が完納された後に新たに生じた未払については、新たな滞納期間として本項を適用します。
3. 再請求事務手数料は、当クラブが行う督促連絡（電話、LINE、郵送等のほか、システムによる自動通知、再決済の試行等を含む）、入金確認、滞納管理等の事務処理に要する費用に充当されます。

第23条（料金等の改定）

1. 当クラブは、別途定める入会金及び会費等の改定を行うことができます。
2. 前項の改定を行う場合の手続き、告知期間、及び会員の異議申出等については、第60条の定めに従うものとします。

第4章 施設利用・遵守事項

第24条（会員以外の施設利用）

1. ビジターは、当クラブが別途定める利用料金を所定の支払方法により支払わなければなりません。
2. ビジターは、本規約に定める遵守事項を遵守するものとします。

第25条（遵守事項）

利用者は、施設利用にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ① 本規約及び施設内の諸規則をすべて遵守すること。
- ② 施設及び機器の使用にあたっては記載されたルール及び慣習に従い、当クラブの説明及び指示に従うこと。
- ③ 施設を使用する際、いかなる営利活動及び営業活動も行わないこと。
- ④ 他の利用者もしくはその同伴者に対し、パーソナルトレーニングやパーソナルストレッチなどの営業行為を行わないこと。
- ⑤ 施設利用時は常に当クラブが定める服装を遵守し、次に掲げる服装・状態での利用を行わないこと。イ ジーンズ又はジーンズ様のステッチ、リベット（びょう）等が付いている衣類 ロ ゴム草履、草履、樹脂製サンダル及び裸足
- ⑥ 施設内及びその周辺において、大声や奇声を発すること、誹謗中傷すること、あるいは他の利用者や第三者、当クラブスタッフに対する暴力、嫌がらせ、差別行為等の迷惑行為を行わないこと。
- ⑦ 施設敷地内において、飲酒、喫煙、及び法律で禁止された薬物等の使用をしないこと。
- ⑧ 忘れ物の取扱いが次に掲げる定めによることを了承すること。イ 現金、貴重品その他遺失物法の適用がある拾得物件については、同法の定めに従い取り扱います（警察署長への提出を含みます。）。ロ イに定めるもののほか、忘れ物については、発見日を含め7日間保管し、期間内に引取りの申出がないときは、所有者が当該物品に関する一切の権利を放棄したものと、当クラブにて処分できるものとします。
- ⑨ 腐敗若しくは変質のおそれがある物、危険物その他安全衛生上の問題がある物については、イ及びロにかかわらず、当クラブは即時に処分できるものとします。
- ⑩ 施設内（出入口、ジム設備内、託児所内等）には安全管理等のためカメラが設置されていることを了承すること（利用目的、管理方法等の詳細は当クラブのプライバシーポリシーによります）。
- ⑪ 18歳未満の者は、午後11時から午前4時までの間に当クラブへ入場及び滞在しないこと。
- ⑫ 会員 QR コードによる入退館に際し、会員本人以外の者を同時に入退館させ、又は第三者の入退館を補助すること（いわゆる共連れ入館）をしないこと。これらの行為は、第49条第1項に定める不正利用に該当します。当クラブは第26条に基づき退場を命じ、又は第49条に基づく請求を行うことがあります。
- ⑬ 非常時を除き、当クラブが入居する建物の非常階段へ立ち入らないこと。
- ⑭ 各自の責任において健康管理を行うこと。特に、パーソナルトレーニング等の利用者は第32条第2項の申告義務を、託児サービスの利用者は第42条第4項第2号の申告義務を負います。
- ⑮ 自ら又は第三者を利用して、次に掲げる行為のいずれかを行わないこと。イ 暴力的な要求行為 ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為 ニ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当クラブの信用を毀損、又は当クラブの営業を妨害する行為 ホ その他、イからニまでに掲げる行為に準ずる行為
- ⑯ 託児サービスを利用する保護者は、託児所内において次に掲げる行為をしてはなりません。イ 他の利用者、対象児童、当クラブスタッフに対する迷惑行為、誹謗中傷、暴力、威嚇行為。ロ 当クラブの許可なく、施設内で写真・動画撮影、録音を行うこと。ハ 営利・非営利を問わず、物品の販売、勧誘、営業活動を行うこと。ニ 施設・設備を故意に破損・汚損する行為。ホ 危険物、動物（補助犬を除く）を持ち込むこと。ヘ その他、託児所の秩序を乱し、運営を妨げる一切の行為。

第26条（入場の禁止及び退場）

当クラブは、次の各号のいずれかに該当する者の入場の禁止又は退場を命じることができます。

- ① 本規約及び当クラブの諸規則を遵守しない者
- ② 医師等により運動を禁じられている、又は運動に適さない健康状態にある者、その他健康状態を害しており運動することが好ましくないと当クラブが判断する者
- ③ 伝染病、その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する者
- ④ 大声や奇声を発するなど、不適切な言動で他の利用者や第三者に迷惑をかける者
- ⑤ 飲酒等により正常な施設利用ができないと認められる者
- ⑥ 午後11時から午前4時までの時間に施設を利用しようとする18歳未満の者
- ⑦ 許可なく当クラブにおいて物品の売買や営業行為、勧誘活動を行う者
- ⑧ 他の利用者や第三者を誹謗中傷する者
- ⑨ 他の利用者や第三者に暴力行為や威嚇行為を行う者
- ⑩ 痴漢行為、覗き行為、露出行為等公序良俗に反する行為を行う者
- ⑪ 当クラブの施設内に落書きや造作をする者
- ⑫ 危険物を当クラブ施設内に持ち込む者
- ⑬ 当クラブ施設内で、飲酒、喫煙をする者
- ⑭ 当クラブスタッフの業務を妨げる者
- ⑮ 他の利用者に対してストーカー行為をする者
- ⑯ 他の利用者の施設利用を妨げる者
- ⑰ 入館に際し虚偽の申告をする者
- ⑱ 会員 QR コードの貸与・譲渡・共有、又は第三者の入退館を補助する行為（いわゆる共連れ入館を含みます。）を行う者（当該行為は第49条第1項に定める不正利用に該当します。）
- ⑲ その他、合理的な理由に基づき、当クラブが利用者としてふさわしくないと判断する者

第27条（施設の利用制限）

1. 当クラブは、次の各号に掲げる事由により、当クラブの全部又は一部の利用を制限することがあります。
- ① 気象・災害等により利用者に被害が及ぶと当クラブが判断し、営業が困難と認めたとき
- ② 施設、設備の点検、補修又は改修をするとき
- ③ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき
- ④ 宣伝等のために、撮影やイベントに利用するとき
- ⑤ 託児サービスの安全な運営が困難であると当クラブが判断した場合（人員不足、感染症流行等）
- ⑥ その他、当クラブが休業又は利用制限を必要と認めるとき
2. 前項の場合、当クラブは、事前にその旨を第54条に定める方法その他当クラブが適切と判断する方法（当クラブのWebサイト又は館内への掲示を含みます。）により告知します。ただし、気象災害等により緊急を要する場合はこの限りではありません。なお、これにより会員の会費等（託児料を除く）の支払義務が当然に減免又は停止されることはありません（第52条に定める閉鎖又は変更）に該当する場合を除きます。）。もっとも、当クラブの責めに帰すべき事由により、施設の全部又は主要部分の利用が連続して7日間以上不可能となった場合に限り、当クラブは、会費等（託児料を除く）のうち会員種別に係る月会費相当額について、利用不能期間に応じた取扱いを別途協議の上対応するものとします。託児サービスの中止に伴う取扱いは、第19条第4項の定めによります。

第5章 パーソナルトレーニング及びパーソナルストレッチ

第28条（サービス内容）

1. 本章で定めるサービスは、当クラブが委託するパーソナルトレーナー（以下「トレーナー」といいます。）により提供される、利用者個別の要望に応じたパーソナルトレーニングサービス及びパーソナルストレッチサービスを指します。これらの各利用単位を総称して「セッション」といいます。
2. 利用者は、セッションを利用する場合、自ら任意に選択し申込みのうえ、第16条に定める受講料又はストレッチ利用料を所定の方法により事前に支払うものとします。

第29条（予約、変更及びキャンセル）

1. セッションへの申込み（以下「予約」といいます。）は、原則として利用者が予約操作を行う日（以下「申込日」といいます。）から起算して14日以内（申込日を1日目として数えて14日目の日までをいいます。）の期間に実施されるセッションについて行うことができます。ただし、都合により予告なくスケジュールが変更又は中止となることがあります。
2. 当クラブは、予約可能なセッションの情報提供に努めますが、情報の完全性等を保証するものではなく、予約可能性を確約するものではありません。
3. 予約は、原則としてセッション開始時間の24時間前までに、利用者が自らの責任において実施する必要があります。支払は予約時、又はセッション実施の24時間前までに完了する必要があります。
4. 予約は、当クラブ所定のWeb予約システム、又は担当トレーナーへの直接申込（口頭、LINE等）により行うことができます。ただし、直接申込の場合であっても本条第3項に定める期限を遵守するものとし、Web予約システムへの反映又は当クラブからの予約確定連絡をもって有効となります。
5. 当クラブは、利用者が行う予約の件数に上限を設ける場合があります。
6. 利用者は、予約したセッションの開始時間までに所定の場所に集合するものとします。開始時間に遅れた場合でも当該セッションを実施できたときは、予約した終了時間までの実施をもって当該セッションを受講したものとし、終了時間の延長及び料金の返金はいりません。遅刻により当該セッションを実施できなかったときは、次項に定める無断キャンセルとして取り扱います。
7. 予約したセッションの変更及び取消し（以下「キャンセル等」といいます。）については、次のとおりとします。
 - ① キャンセル等は、セッション開始時間の24時間前（以下「キャンセル期限」といいます。）までに、Web予約システムを通じて自ら手続きを完了する必要があります。
 - ② キャンセル期限までに手続きが完了しなかった場合（ただし④の場合を除きます。）、利用者は当該セッションを受講する権利を失い、当該料金は返金しません。
 - ③ 無料セッション（受講料、ストレッチ利用料その他の対価の支払を要せずに提供されるセッションをいい、体験セッション及びキャンペーン等により無償で付与された利用権により受講するセッションを含みますが、月会費に含まれる通常セッションは含みません。）について、キャンセル期限を過ぎてキャンセルした場合又は無断キャンセルした場合は、当該セッションの通常価格に相当する額をキャンセル料として支払う義務を負います。この場合、当該無料セッションを受講する権利は失効しません。
 - ④ システム不具合等でWeb手続きができない場合も上記規定が適用されますが、当クラブの責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
 - ⑤ ②及び③の定めにかかわらず、利用者本人の急な傷病その他やむを得ない事由によりキャンセル期限までに手続きを行うことができなかった場合で、医師の診断書、処方箋の控え、領収書その他当クラブが認める証明書類を後日提示したときに限り、当クラブは、③に定めるキャンセル料を免除し、又は受講の権利の失効に代えて振替受講その他の代替対応を行うことができます。
8. 健康状態や安全確保の観点から、セッションを中断又は中止することがあります。利用者の責めに帰すべき事由（虚偽申告、体調管理不足等）による場合、返金しません。
9. 当クラブ又はトレーナーの責めに帰すべき事由（急病、設備不具合等）により中断又は中止した場合は、代替セッションの提供又は返金等の対応を協議します。

第30条（利用の制限・拒否）

当クラブは、利用者が次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合、利用をお断りすることがあります。

- ① 本規約に違反した場合。
- ② キャンセル等を継続的に繰り返す、又は無断キャンセルを行った場合。
- ③ 他の利用者や当クラブスタッフへの迷惑行為を行った場合。
- ④ その他、当クラブの運営に悪影響を与えると判断される場合。

第31条（効果・保証）

本サービスは利用者の健康増進等を目的とするものであり、特定の効果（体重減少、疾病治癒等）を保証するものではありません。

第32条（利用者の義務及び責任等）

1. 利用者は、トレーナーの指示に従い、安全に配慮してセッションを受けるものとします。

2. 利用者は、自身の健康状態（既往歴、服薬状況、妊娠の有無等）について、正確かつ遅滞なく当クラブ及びトレーナーに申告する義務を負います。申告漏れや虚偽申告、医師等の指示への違反その他利用者の体調管理不足等、利用者の責めに帰すべき事由により生じた損害等について、当クラブ及びトレーナーは、自らの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。当クラブ又はトレーナーの責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合の賠償は、第48条の定めるところによります。

第6章 水素水サーバーオプション

第33条（サービス内容）

1. 水素水オプションは、会員が当クラブ施設内の専用サーバー（以下「水素水サーバー」といいます。）から、当クラブ施設の利用可能時間内に限り、当クラブが別途定める利用ルールの範囲で水素水を給水して利用できるサービスです。
2. 水素水オプションは、水素水オプションを契約した会員のほか、利用料金に水素水オプションの利用が含まれるビジターも利用できます。会員が会員資格を喪失した場合は、当然に本オプションの利用資格も失います。
3. メンテナンスや故障等により一時的に提供を中断する場合があります、第17条第3項に定める場合を除き、原則として月会費は返金しません。

第34条（利用方法）

1. 利用時は、会員 QR コードをサーバーにかざすものとします。QR コードを提示できない場合は利用できません。
2. 利用時は、専用ボトルまたは清潔な市販ボトルを使用するものとします。
3. 衛生管理等のため、お持ち帰りの際は必ず専用ボトルを利用するものとします。市販ボトルでの過剰な汲み出しは禁止とします。

第35条（利用停止・契約解除等）

1. 当クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当したときは、催告なく水素水オプションの利用を停止し、又は当該契約を解除することができます。① 申込等において虚偽申告が判明した場合 ② 本規約に違反した場合 ③ 会費等の支払を怠った場合 ④ 迷惑行為や不適切な利用（過剰な汲み出し等）を行った場合 ⑤ 除名処分を受けた場合 ⑥ その他、不適格と判断した場合
2. 前項により契約解除された場合でも、当クラブの責めに帰すべき事由がある場合を除き、支払済みの会費等は原則として返金しません。当クラブの責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合の賠償は、第48条の定めるところによります。

第7章 レンタルロッカー

第36条（サービス内容）

1. レンタルロッカーは、会員が施設内の個人契約ロッカーを、私物の一時保管のために利用できるサービスです。
2. 当クラブ会員のみが利用でき、会員資格を喪失した場合は当然に利用資格も失います。

第37条（鍵の管理及び利用）

1. 鍵式の場合、貸与された鍵（以下「ロッカーキー」といいます。）は自己の責任で管理し、複製してはなりません。
2. ダイヤル式の場合、利用者は暗証番号を自己の責任で設定・管理し、第三者に開示してはなりません。
3. ロッカーキー又は暗証番号を第三者に貸与・譲渡・共有することはできません。不正利用が認められた場合、利用者は事務手数料として金 5,500 円（税込）を支払うものとし、請求及び支払期限等については第49条第7項を準用します。
4. ロッカーキーを紛失・破損したときは直ちに申し出るものとし、交換費用等の実費を全額負担するものとします。
5. 前項の費用負担の上、当クラブが適当と認めた場合に限り再貸与を行います。

第38条（保管禁止物）

1. 次の各号に該当する物品はロッカー内に収納してはなりません。① 危険物、可燃性の高いもの ② 腐敗しやすいもの、動植物 ③ 強い臭気を発するもの ④ 現金、貴重品、法令で所持が禁止されているもの ⑤ その他、保管に適さないと判断されるもの
2. 当クラブは、保管禁止物が収納されている疑いがある場合その他合理的な理由がある場合、収納物の出し入れへの立会い、又は内容の確認（質問を含みます。）への協力を求めることができます。利用者は合理的な範囲でこれに協力するものとし、正当な理由なく協力を拒む場合、当クラブはレンタルロッカー契約を解除できるものとします。

第39条（緊急時の開扉・点検・処分）

1. 保管禁止物が収納されている疑いがある場合、緊急事態、異臭の発生、長期間の音信不通など、当クラブが必要と認めた場合、事前通知なくロッカーを開扉し、点検や処分を行うことができます。
2. 当クラブは、前項の措置を必要かつ相当な範囲で行うものとし、当該措置により利用者に損害が生じても、当クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。当クラブの責めに帰すべき事由により損害が生じた場合の賠償は、第48条の定めるところによります。

第40条（契約終了・解除）

1. 利用者は、第13条第3項に定める期間及び方法による手続きにより、レンタルロッカー契約を解除できます。この場合、レンタルロッカー契約は解除希望月の1日から解除され、利用者はその前月末日までレンタルロッカーを利用できます。契約終了時の措置は、第41条の定めによります。
2. 当クラブは、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なくレンタルロッカー契約を解除し、直ちに終了させることができます。① 利用者が所在不明となったとき ② ロッカーキーの不正利用、保管禁止物違反、譲渡禁止違反があったとき ③ 利用料を2か月分以上滞納したとき ④ ロッカーキーの紛失等があったにもかかわらず直ちに申し出ないとき、又は当クラブが求める交換・再貸与等の手続に正当な理由なく応じないとき ⑤ 除名処分を受けた場合
3. 解除された場合でも、当クラブの責めに帰すべき事由がある場合を除き、支払済みの利用料は原則として返金しません。当クラブの責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合の賠償は、第48条の定めるところによります。

第41条（終了時の措置）

1. 契約終了日までにすべての収納物を引き取り、ロッカーキーを返還して原状回復するものとします。
2. 期限までに履行されない場合、利用者は当該収納物の引取りを放棄したものとみなし、当クラブは契約終了日の翌日から7日間を経過した時点で当該収納物を任意に処分できるものとします。利用者はこれに異議を述べないものとし、処分に要した実費（運搬費、廃棄費等を含みます。）は利用者に請求します。
3. 利用者が契約終了日までにロッカーキーを返還しないとき（紛失その他の事由により返還できないときを含みます。）は、第37条第4項の定めに従い、利用者は交換費用等の実費を全額負担するものとします。

第8章 託児サービス

第42条（内容・利用資格・方法）

1. 託児サービスは、保護者が施設を利用する間、お子様（生後6か月から小学校就学前の健康な児童。以下「対象児童」といいます。）を安全にお預かりするサービスです。託児サービスを利用できる者の範囲（会員以外の利用者による利用の可否及びその条件を含みます。）は、当クラブが別途定めます。
2. 利用者は、託児サービスの利用にあたり、Web予約システム等による完全事前予約を行うものとし、当該予約は利用開始予定時刻の24時間前までに完了するものとします。
3. 予約の変更・取消しは、利用予定時刻の24時間前（以下「キャンセル期限」といいます。）までに行うものとします。キャンセル期限を過ぎたキャンセル及び無断キャンセルについては、第20条に基づきキャンセル料（託児料の100%）が発生します。
4. 健康状態について、次のとおりとします。① 発熱（37.5度以上目安）、嘔吐、下痢、感染症の疑いがある場合は利用をお断りします。お預かり後に発症した場合は速やかにお迎えをお願いします。② 利用者は、対象児童のアレルギーや基礎疾患等の健康情報を正確に申告するものとします。
5. 持ち物について、次のとおりとします。① おむつ、着替え、飲み物等、必要なものはすべて記名して持参するものとします。② 食事やおやつは、アレルギー防止のため対象児童本人が食べる分のみ持参し、他児との共有は禁止です。
6. 当クラブは、原則として除去食等の特別対応は行いません。申告内容に基づきお預かり可能か判断しますが、完全なアレルギー回避を保証するものではありません。
7. 当クラブは、原則として投薬行為は行いません。
8. お迎えについて、次のとおりとします。① 利用終了時間までにお迎えを完了するものとします。遅れる場合は必ず連絡が必要です。超過時は第19条第3項の延長料金が発生します。② お迎えは原則として保護者本人に限ります。保護者本人以外の者へ対象児童を引き渡すのは、保護者が事前に当クラブ所定の方法によりお迎えを行う者を届け出て、当クラブが承認し、かつ、お迎え時に当該届出された者であることを本人確認書類の提示等により確認できた場合に限りです。

第43条（利用資格喪失）

当クラブは、保護者が次の各号のいずれかに該当した場合、託児サービスの利用を停止し、又は利用資格を喪失させることができます。① 退会したとき、又は本規約若しくは諸規則に違反したとき ② 託児料等を滞納したとき。③ 対象児童が他者に危害を加える恐れがあるとき。④ 保護者が当クラブスタッフの指示に従わない、秩序を乱す行為を行ったとき。

第44条（緊急時対応）

1. 体調急変時等は緊急連絡先に連絡しますが、連絡が取れない場合や緊急を要する場合は、当クラブの判断で医療機関への搬送等を行います。これに要する費用は保護者の負担とします。
2. 保護者は、緊急連絡先等の情報を常に最新の状態にしておく義務を負います。

第9章 退会・会員資格の喪失

第45条（退会）

1. 会員は、退会希望月の前々月 11 日から前月 10 日までに、第8項に定める方法により退会の申出を行うことで、退会希望月の月末をもって退会できます。
2. 前項の期間内に退会の申出が当クラブに到達しない場合は、契約自動更新となります。会員は、第1項の申出を行う時点において未払の会費等がある場合、当該未払の会費等を完納した後でなければ、退会の申出を行うことができません。この場合、完納及び申出のいずれもが第1項の期間内に完了したときに限り、退会希望月の末日をもって退会できます。なお、未払の会費等が完納されない状態が継続する場合であっても、第46条の2の定めにより、未払が 3 か月分に達したことをもって基本会員契約は終了するため、会員が退会できない状態が無期限に継続することはありません。退会日までに発生した会費等その他の金銭債務の支払義務は、退会後も存続します。
3. 在籍条件付き会員は、第5項に定める在籍期間中、原則として自己都合で退会することはできません。ただし、やむを得ない事由により在籍期間の途中で退会する場合、在籍期間中に除名となる場合、又は在籍期間中に第46条の2に定める会費不払による契約終了となる場合は、第6項に定める中途退会事務手数料を支払わなければなりません。
4. フルタイム会員ゴールドプラン及びフルタイム会員シルバープランは、在籍期間満了月の末日を退会日とする第1項の手続きが完了しない限り、在籍期間満了の翌月 1 日より同一条件で自動更新されます。更新後の在籍期間は、更新前の在籍期間満了の翌月を第 1 か月目として計算し、以降の更新についても同様とします。
5. 在籍期間は、次の各号のとおりとします。在籍期間は、第2条第14号に定める適用開始月を第 1 か月目として起算します（入会時から当該プランを利用する場合、及びプラン変更により途中から当該プランの利用を開始した場合のいずれも同じです。）。① フルタイム会員ゴールドプラン：適用開始月（更新された場合は、前項に基づき更新後の第 1 か月目となる月）から起算して 12 か月目の末日まで② フルタイム会員シルバープラン：適用開始月（更新された場合は、前項に基づき更新後の第 1 か月目となる月）から起算して 6 か月目の末日まで③ 各種割引キャンペーンを利用して入会した会員：当該キャンペーンの告知・申込画面・書面等において別途定める期間
6. 前項の在籍期間中に退会する場合、又は除名となる場合は、次の各号に該当する中途退会事務手数料を支払わなければなりません（いずれか高い方を適用）。① フルタイム会員ゴールドプラン：金 21,780 円（税込）② フルタイム会員シルバープラン：金 10,780 円（税込）③ キャンペーン利用者：割引・免除された金額の合計額（税込）なお、会員種別に基づく上記①又は②の金額と、キャンペーン利用に基づく上記③の金額の双方が適用される場合は、いずれか高い方の金額を支払うものとします。
7. 前項各号のほか、在籍条件に関して本規約又は特約等に基づき請求し得る金銭が複数ある場合であっても、当クラブが請求できるのは、これらの候補のうち最も高額な 1 つに限るものとし、名称の如何を問わず重複して請求しません。ただし、第22条に定める再請求事務手数料は、在籍条件に関する精算金とは別類型の実費相当額であるため、本項の適用を受けません。
8. 第1項の退会の申出は、当クラブ所定の手続きにより行うものとします。当クラブは、申出を受領したときは、記録の残る方法により受理した旨を通知するものとし、第2項の要件を満たす申出が第1項の期間内に当クラブに到達したことをもって、退会手続きは完了したものとします。
9. 退会日までに発生した会費等その他の金銭債務は、当クラブが定める方法により支払うものとします。退会日が到来していない月分の会費等については、第15条第5項に定める支払期日に請求するものとし、当クラブは、退会手続きの時点でこれを一括して前払いすることを求めません。ただし、会員の申出がある場合は、退会手続きの時点で一括して支払うことができます。第2項により退会の申出が受理された後、退会手続きの時点における一括支払又は退会日までに到来する支払期日における決済が不成立となった場合であっても、退会日は変更されず、当該債務は退会後も存続します。
10. 退会の日までに発生した会費等その他の金銭債務が未払のまま残っている場合、当クラブは、当該債務の精算が完了するまでの間、当該退会者からの再入会の申込みに対する承諾を留保することができます。当該精算が完了した後は、当クラブは、過去に未払があった事実のみを理由として再入会の申込みを拒否しません。ただし、会員が第10条各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

第45条の2（年払いプラン）

1. 年払いプランは、会員が 12 か月分の会費を前払いすることにより、当該 12 か月の期間について当クラブの施設を利用することができる会員種別をいいます。年払いプランの年額会費その他の条件は、第7条に定める料金表によります。
2. 年払いプランの契約期間（以下「年払い期間」といいます。）は、プランの適用開始月を第 1 か月目とし、第 12 か月目の末日（以下「満了日」といいます。）までとします。適用開始月は、第2条第14号の定めるところによります。
3. 会員は、年払い期間について前払いにより施設を利用する権利を取得するものとし、実際の施設利用の有無は、支払済みの年額会費に影響しません。支払済みの年額会費は、法令に基づき返金が義務付けられる場合及び第10項に定める場合を除き、返金しません。
4. 年払い期間の途中で会員が退会を申し出た場合、退会日は満了日とし、会員は満了日まで当クラブの施設を利用することができます。この場合、第45条第6項に定める中途退会事務手数料は発生しません。
5. 年払いプランは、次項の申出がない限り、満了日の翌日を初日とする新たな年払い期間へ、同一の条件で自動的に更新されます。更新後の年払い期間についても本条を適用します。
6. 更新を停止する場合、会員は、満了日の属する月（以下「満了月」といいます。）の前月 10 日までに、第45条第8項に定める方法により申し出るものとします。この場合、契約は満了日をもって終了し、更新後の年額会費は発生しません。

7. 更新後の年額会費の支払期日は、満了月の 20 日とします。第15条第5項は、年払いプランの年額会費には適用しません。
8. 当クラブは、更新停止期限の 30 日以上前までに、更新後の年額会費、更新日、更新停止期限及び更新停止の方法を、会員が届け出た連絡先へ通知します。
9. 会員は、満了月の前月 11 日から更新開始月（満了月の翌月をいいます。以下本条において同じ。）の 10 日までの間に、第45条第8項に定める方法により申し出ることにより、更新後の年払い期間について次項に定める特例による解約をすることができます。
10. 前項の申出があった場合、契約は更新開始月の翌月の末日をもって終了し、会員は、更新開始月及びその翌月の 2 か月間、当クラブの施設及び水素水サーバーオプションを利用することができます。この場合の精算は、更新後の年額会費のうち当クラブが金 33,000 円（税込）を保持し、残額である金 21,780 円（税込）を返金する方法により行います。更新後の年額会費がまだ請求されていない場合は、当クラブは当該請求を停止し、会員は金 33,000 円（税込）を支払うものとします。
11. 前項の精算については、中途退会事務手数料、キャンペーンに係る精算金その他の解除に伴う金銭を重ねて請求しません。
12. 更新後の年額会費が第7項に定める支払期日までに支払われない場合であっても、第5項に定める更新の効力は妨げられず、会員は、更新後の年額会費の全額について支払義務を負います。この場合、次の各号のとおり取り扱います。① 当クラブは、会員の年額会費の支払債務不履行を理由として、更新後の年額会費の全額が支払われるまでの間、当該会員による当クラブの施設及び各サービスの提供を一時停止することができます。会員が更新後の年額会費の全額を支払ったときは、当クラブは遅滞なく当該一時停止を解除します。当該一時停止は会員の支払義務に影響を及ぼさず、停止期間に相当する年払い期間の延長又は年額会費の返金は行いません。② 当該未払の年額会費については、第21条に定める遅延損害金及び第22条に定める再請求事務手数料が適用されます。③ 会員は、第9項に定める期間内であれば、同項の特例による解約を申し出ることができます。この場合の精算は第10項の定めるところによるものとし、更新後の年額会費が支払われていないときは、同項の請求が停止された場合と同様に、会員は金 33,000 円（税込）を支払うものとします。④ 更新後の年額会費の全額が支払われないまま、更新後の年払い期間の満了日が到来したときは、第5項の規定にかかわらず、その次の更新は効力を生じず、契約は当該満了日をもって終了します。この場合においても、既に発生した金銭債務の支払義務は存続し、第21条に定める遅延損害金は当該債務が完済されるまでの間継続して発生します。再入会の申込みの取扱いについては、第45条第10項の定めを準用します。
13. 年払いプランの会員が水素水サーバーオプションその他の月額制オプション契約を締結している場合、当該オプションに係る会費等の不払については、第46条の2を適用します。
14. 年払い期間中に第23条に基づく会費等の改定が行われた場合であっても、当該改定は、既に年額会費が支払われた年払い期間には適用しません。改定後の金額は、改定の効力発生日以後に開始する年払い期間の年額会費から適用します。
15. 年払いプランの会員は、年払い期間中は、第13条第3項に定める会員種別の変更及び第14条に定める休会をすることができません。会員種別の変更は、第6項に定める期限までに、更新停止の申出と併せて当クラブ所定の変更手続きを行うことにより、満了日の翌日を適用日として行うことができます。この場合、変更後の会員種別に係る会費等は、当該適用日以後の期間について発生します。
16. 本条は、本規約の施行日以後に開始し、又は更新される年払い期間から適用します。本規約の施行日において既に進行中の年払い期間については、その満了日まで従前の定めによります。

第46条（除名）

1. 当クラブは、会員が規約違反、法令違反、虚偽申告、その他不適切な言動を行った場合、強制的に会員資格を終了（除名）させることができます。
2. 除名処分を受けた会員は、当クラブの全サービスを利用できず、将来にわたり再入会できません。また、既払いの会費等は返金しません。
3. 当クラブは、会費等の不払のみを理由として会員を除名することはありません。この場合の基本会員契約の終了は、第46条の2の定めるところによります。
4. 除名の場合においても、除名の日までに発生した会費等その他の金銭債務の支払義務は存続し、当クラブは、除名後も、これらの金銭債権について請求し、及び回収することができます。この場合において、第21条に定める遅延損害金は当該債務が完済されるまでの間継続して発生し、第22条に定める再請求事務手数料については同条第2項の定めるところによります。

第46条の2（会費不払による契約終了）

1. 第3条から第6条に定める各章の優先規定にかかわらず、会員が支払うべき基本会員契約の月会費、第14条第3項に定める休会費及び月額制オプション料金その他対象月ごとに発生する会費等（以下本条において「対象月額債務」といいます。）について、支払期日（第15条第5項に定める支払期日をいいます。以下本条において同じ。）を経過してもなお全額が支払われていない対象月が、継続しているか否かを問わず 3 か月分に達したときは、基本会員契約及び月額制オプション契約は、未払の対象月を古い順に数えた 3 か月目の末日（以下「不払終了日」といいます。）をもって自動的に終了します。本項の終了は、当クラブによる催告、督促又は終了通知の実施を条件としません。年額会費、都度利用料、中途退会事務手数料、再請求事務手数料及び遅延損害金その他月単位で発生しない金銭債務は、対象月額債務に含まれません。
2. 前項の場合、当クラブは、不払終了日の属する月の翌月分以降の月会費、月額制オプション料金その他月額で発生する会費等を新たに発生させません。システム処理その他の事情により、不払終了日の属する月の翌月分以降の会費等が形式上発生し、又は請求情報が生成された場合であっても、当クラブはこれを請求せず、速やかに取り消し、又は請求額を零円とする処理を行います。

3. 本条による契約終了は、第46条に定める除名に該当しません。したがって、第46条第2項及び第10条第8号は適用されず、会員は将来にわたり再入会の申込みを行うことができます。ただし、本条による契約終了の時点で未払の債務が残っている場合、当クラブは、当該債務の精算が完了するまでの間、再入会の申込みに対する承諾を留保することができます。当該精算が完了した後は、当クラブは、本条による契約終了の事実のみを理由として再入会の申込みを拒否しません。ただし、会員が第10条各号（同条第8号を除きます。）のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
4. 本条による契約終了は、当クラブが会員に対して有する金銭債権に影響を及ぼしません。本条による契約終了後も、次の各号に定めるところにより会員の支払義務は存続するものとし、当クラブは、契約終了後も、これらの金銭債権について請求し、及び回収することができます。① 不払終了日までに発生した会費等その他の金銭債務：契約終了によって消滅せず、完済されるまで存続します。この場合において、本条第2項の定めにより、不払終了日の属する月の翌月分以降の月会費等が新たに発生することはありません。② 第21条に定める遅延損害金：契約終了後も、前号の金銭債務が完済されるまでの間、年 14.6%（法令上認められる上限を超えない範囲）の割合により継続して発生します。③ 第22条に定める再請求事務手数料：本条による契約終了の時点で既に発生しているものに限り存続するものとし、同条第2項に定める上限（当該不払に関して合計 3 回・金 6,600 円（税込））を超えて新たに発生することはありません。
5. 会員が在籍条件付き会員である場合、本条による契約終了は第45条第5項に定める在籍期間中の契約終了として取り扱い、会員は同条第6項に定める中途退会事務手数料を支払わなければなりません。この場合において、同条第7項（在籍条件に関する金銭を最も高額な 1 つに限る定め）を準用します。
6. 当クラブは、対象月額債務の未払が生じたときは、書面又は電磁的方法により、未払の対象月、費目及び金額、支払方法並びに未払が 3 か月分に達した場合の不払終了日を明示して、催告又は督促を行うものとします。ただし、催告若しくは督促の遅延、不到達又は欠缺は、第1項に定める自動的な契約終了を妨げません。
7. 会員から受領した支払について対象となる債務の指定がない場合、当クラブは、対象月額債務のうち支払期日の早い対象月に係るものから順に充当します。同一の対象月に複数の対象月額債務がある場合は、その合計額を 1 か月分の債務として取り扱い、その一部のみが支払われた対象月は、合計額が完納されるまで未払の 1 か月分として数えます。第1項の判定は、各対象月額債務の支払期日の終了時に、その時点までに当クラブが受領し確認した支払を本項の順序により充当した後の残高に基づいて行います。この判定により未払が 3 か月分に達したときは不払終了日を確定し、その後一部又は全部の支払があった場合でも、不払終了日は変更せず、第3項に定める再入会の取扱いによります。

第47条（資格喪失）

会員は、退会、除名、第46条の2に定める会費不払による契約終了、死亡、当クラブが閉鎖されたとき、又は失踪宣告を受けたとき、自動的に会員資格を喪失します。

第10章 責任・損害賠償・各種手数料

第48条（賠償責任及び責任制限）

1. 当クラブ内で発生した紛失、盗難については、当クラブの責めに帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。当クラブの責めに帰すべき事由がある場合の賠償は、第2項及び第3項の定めるところによります。
2. 当クラブが損害賠償責任を負う場合、当クラブに故意又は重過失がない限り、その範囲は現実が生じた直接かつ通常の損害に限られます。ただし、当クラブの責めに帰すべき事由により利用者の生命又は身体に損害が生じた場合は、次項に定める上限額の適用を除外します（当クラブに故意又は重過失がある場合は法令に従い賠償します）。
3. 前項のただし書きを除き、各サービスの利用に関連して当クラブが賠償責任を負う場合の上限額は、当クラブに故意又は重過失がない限り、次のとおりとします。① パーソナルトレーニング等：当該セッションの料金相当額 ② 水素水オプション：直近 1 か月分のオプション月会費相当額 ③ レンタルロッカー：直近 3 か月分のロッカー利用料相当額 ④ フィットネスクラブ（会員契約に基づく施設利用）：直近 1 か月分の会費相当額
4. 託児サービスにおいて当クラブの責めに帰すべき事由により損害が生じた場合、当クラブに故意又は重過失がない限り、加入する賠償責任保険の補償範囲を上限として賠償します。ただし、当クラブの責めに帰すべき事由により対象児童の生命又は身体に損害が生じたときは、前記上限の適用を除外し、法令に従い賠償します。なお、不可抗力、申告のないアレルギー、子供同士の軽微なトラブル等については、当クラブに帰責事由がない限り責任を負いません。
5. 利用者が当クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負います。未成年の場合は親権者が連帯して責任を負います。
6. 当クラブの責任の有無、賠償の範囲及び責任制限について本規約の他の条項と本条の定めが異なる場合は、本条を優先して適用します。

第49条（不正利用等に伴う利用料及び事務手数料）

1. 利用者による不正利用（第三者の不正入館、会員 QR コードの貸与・譲渡・共有、共連れ入館、その他これらに準ずる方法による不正な施設利用を含みます。以下同じ。）が判明した場合、利用者は、当クラブに生じた損害の補填及び当該不正利用への対応に要する費用として、次の各号の金額を合算して支払わなければなりません。① 施設利用料相当額（当クラブが別途定める正規のビジター料金×人数×回数） ② 不正利用対応事務手数料（1 事案につき金 5,500 円（税込））

2. 前項第2号の不正利用対応事務手数料は、不正利用の調査・確認（入退館履歴の照合、監視記録の確認、本人確認、関係者への連絡、再発防止措置、事務処理等を含みます。）に通常要する費用の実費相当額（平均的な損害）として一律に定めるものです。
3. ロッカーキー等の不正利用（第三者への貸与・譲渡・共有、その他これらに準ずる不正な利用）に関する事務手数料は、第37条第3項に定めるところによります。
4. 会員種別ごとに定められた利用時間外の利用（以下「時間外利用」といいます。）が判明した場合、利用者は、第2条第8号に定める時間外利用精算金として、次の各号の金額を合算して支払わなければなりません。① 時間外利用料相当額（当クラブが別途定める正規のビジター料金×回数）② 時間外利用対応事務手数料（1 事案につき金 5,500 円（税込））
5. 前項第2号の時間外利用対応事務手数料は、時間外利用の確認・精算・再発防止のための対応（入退館履歴の照合、利用状況の確認、利用者への連絡、事務処理等を含みます。）に通常要する費用の実費相当額（平均的な損害）として一律に定めるものです。ただし、当クラブの責めに帰すべき事由（システム不具合等を含みます。）により時間外利用が生じた場合は、この限りではありません。
6. 前各項又は第37条第3項に基づく請求が同一の事案に関して重複する場合、事務手数料については、当クラブは、名称の如何を問わずいづれが高い方の 1 つに限り請求するものとし、その他の請求についても合理的な範囲で重複計算を行わないものとします。
7. 当クラブは、前各項に基づき請求を行う場合、請求金額及び算定根拠の概要を利用者に通知し、当クラブが合理的に定める期限までに支払を求めることができます。利用者が期限までに支払わない場合、当該金銭債務について第21条（遅延損害金）及び第22条（再請求事務手数料）が適用されます。

第11章 その他

第50条（個人情報保護）

1. 当クラブは、保有する個人情報を別途定める「プライバシーポリシー」に従って適切に管理します。
2. 当クラブは、会費等その他の金銭債権の督促又は回収を、回収代行会社、弁護士その他の専門家へ委託することがあります。この場合、当クラブは、当該委託に必要な範囲で、会員の氏名、連絡先、契約内容、請求及び支払状況その他債権の督促又は回収に必要な個人情報を委託先へ提供し、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

第51条（権利義務の譲渡禁止等）

会員資格や契約上の地位を第三者に譲渡、貸与、名義変更、担保提供することはできません。

第52条（クラブ施設の閉鎖と変更）

1. 災害、法令改廃、経営上の理由等により、施設の全部又は一部を閉鎖・変更することがあります。
2. 閉鎖・変更により会員に損害が生じても、当クラブの故意又は重過失がない限り、賠償責任の上限は直近 1 か月分の会費相当額とします。ただし、パーソナルトレーニング回数券等の前払い式サービス料金については、未利用分に相当する金額を法令及び決済手段の規定に従い精算・返金するものとし、当該返金額は前記賠償上限額の計算には含めないものとします。全面的閉鎖の場合は契約終了となり、閉鎖日以降の会費等は請求しません。既に閉鎖日以降の期間に対応する会費等を受領している場合は、法令及び決済手段の規定に従い、合理的な範囲で精算又は返金を行います。なお、本条は閉鎖又は変更の場合に限り適用され、第27条第2項に定める協議により当クラブが負担する金額の上限も、本項に定める範囲とします。

第53条（営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間は別途定め、当クラブの Web サイト又は館内掲示等により周知します。営業日又は営業時間を変更する場合は、原則として事前に、第54条に定める方法その他当クラブが適切と判断する方法（当クラブの Web サイト又は館内への掲示を含みます。）により告知します。ただし、気象災害等によりやむを得ず緊急の変更を行う場合は、予告なく変更することがあり、この場合、当クラブは事後速やかに告知します。また、当クラブは、設備の法定点検、保守、清掃、工事その他施設の維持管理のため、臨時に休館し、又は利用時間若しくは利用範囲を制限することがあります。この場合も、原則として事前に本条所定の方法により告知します。この場合の会費等の取扱いは、第27条第2項の定めるところによります。

第54条（通知）

当クラブからの通知は、届出のあった最新の連絡先（住所、メール、SNS 等）に対し、当クラブが合理的な方法により送信・発送等を行った時点から通常到達すべき期間を経過した時に到達したものとみなします。

第55条（反社会的勢力の排除）

利用者は、反社会的勢力に該当しないこと、及び関与しないことを表明保証します。違反した場合、直ちに契約終了及び損害賠償請求の対象となります。

第56条（分離可能性）

本規約の一部が無効と判断されても、残りの規定は有効に存続します。

第57条（協議解決）

本規約に定めのない事項は、信義誠実の原則に従って協議解決します。

第58条（管轄裁判所）

当クラブを運営する事業者の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第59条（準拠法）

本規約は日本法に準拠します。

第60条（本規約その他諸規則の改定）

- 当クラブは、民法その他関係法令の定めに従い、利用者の一般の利益に適合する場合又は合理的な必要性がある場合には、本規約を変更できるものとします。
- 当クラブは、本規約を変更する場合、効力発生日を定め、効力発生日の1か月前までに、変更後の内容及び効力発生日を第54条に定める方法その他当クラブが適切と判断する方法（当クラブのWebサイトへの掲示を含みます）により周知します。
- 会費等の金銭負担を増加させる変更（新設・増額を含みます。）又はこれと同視できる不利益変更については、前項にかかわらず、当クラブは、効力発生日を毎月1日と定め、原則として効力発生日の属する月の前々月10日までに第54条所定の方法により周知するものとします。やむを得ない事由により前々月10日までに周知できなかった場合、当クラブは、効力発生日を繰り下げ、周知の日から次項に定める退会手続きの期限までに1か月以上の期間が確保されるようにします。
- 会員が前項の変更に異議がある場合、当クラブは当該会員に対し個別に協議の機会を設けます。ただし、会員に未払の会費等がある場合、協議は当該未払の会費等を完納した後に行います。協議が整わないとき、会員は、効力発生日の属する月の前月10日までに、第45条第8項に定める方法による退会の申出を当クラブへ到達させることにより、効力発生日の属する月の前月末日をもって退会することができます。会員は、本項の申出を行う時点において未払の会費等がある場合、当該未払の会費等を完納した後でなければ本項の申出を行うことができず、完納及び申出のいずれもが本項に定める期限までに完了したときに限り、本項により退会できます。本項に基づく退会については、第45条第1項から第3項まで及び第45条の2の定めにかかわらず、本項を優先して適用します。申出が当クラブに到達した時以後、新たな会費等を発生させません。ただし、申出の到達時までに既に発生した会費等その他の金銭債務の支払義務は退会後も存続し、第21条に定める遅延損害金は当該債務が完済されるまでの間継続して発生します。支払済みの会費等（年額会費を含みます。）について日割り精算又は返金はいりません。本項に基づく退会については、第45条第6項に定める中途退会事務手数料その他名称の如何を問わず退会に伴う手数料は発生しません。規約制定 令和4年4月27日最終改定 令和8年1月30日（施行日 令和8年4月1日）本改定 令和8年9月10日・施行日 令和8年11月1日・一部訂正 令和8年9月15日

第3部 Koi-Pilates 利用規約

Koi-Pilates 利用規約 本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、株式会社 Koi-Fit（以下「当社」といいます。）が運営するピラティススタジオ「Koi-Pilates」（以下「本施設」といいます。）の利用に関する条件及び当社と会員（第4条で定義します。）との間の権利義務関係が定められています。本施設の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1章 総則

第1条（名称）

- 本施設は「Koi-Pilates」と称します。

第2条（運営管理）

- 本施設は当社が運営管理を行います。ただし当社は、その裁量により、第三者に本施設の運営管理の全部または一部を委託することができるものとします。

第3条（目的）

1. 本施設は、会員が本施設を利用することにより、会員の心身の健康増進並びに会員相互の親睦を図るとともに、地域社会における豊かで健康なコミュニティづくりに寄与することを目的とします。

第3条の2（用語の定義）

1. 本規約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。(1)「通常会員」とは、第6条の2に定めるモニター会員以外の会員をいい、「通常プラン」とは、通常会員に適用される会員種別（プラン）をいいます。(2)「無制限利用プラン」とは、1 暦月あたりのクラスレッスンの利用回数に上限を設けない会員種別をいいます。(3)「月利用回数」とは、会員種別ごとに定められた1 暦月あたりのレッスンの利用可能回数をいいます。(4)「回数券」とは、レッスンの利用に充当することができる利用権であって、当社が別途定める枚数及び有効期限により販売するものをいいます。(5)「体験レッスン料」とは、初回体験の対価として当社が別途定める費用をいいます。商品表示上「登録料」と表示する金額がある場合、当該金額は体験レッスン料の内訳であり、入会手続き時に別途徴収する費用ではありません。

第2章 会員

第4条（会員制度）

1. 本施設は会員制とします。
2. 本施設の会員とは、第5条に定める入会資格を満たし、本規約に同意の上、第8条に定める入会手続きを行い、当社の承認を得た方をいいます。会員は、本規約及び当社が別途定める諸規則を遵守するものとします。

第5条（会員入会資格）

1. 本施設の会員は、第3条に定める本施設の目的に賛同し、次の各号のすべてに該当し、かつ当社が入会を承認した方とします。(1) 本施設の趣旨に賛同し、本規約及び当社が定める諸規則を遵守できる方 (2) 年齢満 16 歳以上の方。ただし、未成年者の場合は、親権者の同意書を提出し、親権者が本規約に基づく責任を本人と連帯して負うことに同意した方 (3) 健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁止されておらず、本施設の利用に支障がないと自己の責任において申告された方（申告内容の虚偽又は重大な見落としにより事故若しくは傷害が生じた場合であっても、当社は、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。当社の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合の賠償は、第31条の定めるところによります。また、虚偽申告が判明した場合、当社は第10条に基づく除名、支払済み費用の不返還及び当該虚偽申告と相当因果関係のある損害の賠償請求を行うことがあります）(4) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方 (5) 当社が必要と判断した場合に実施するカウンセリングやメディカルチェック等において、本施設の利用に支障がないと判断された方 (6) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）でない方、過去に反社会的勢力でなかった方、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しない方 (7) 酒気を帯びて本施設を利用しないことを確約できる方 (8) 危険物（刃物、火器、薬品等）を持ち込まないことを確約できる方 (9) 妊娠中でない方、または妊娠中であっても自己の責任において担当医師の許可を得ており、かつその旨を書面にて提出の上、当社が利用に支障がないと判断した方 (10) 原則として、未就学児または小学生のお子様を同伴して施設を利用しないことに同意いただける方（当社が別途許可した場合を除く）(11) 過去に当社または他のフィットネスクラブ、ヨガ・ピラティススタジオ等（以下「同業他社」という）において、会費等の未払いや迷惑行為等を理由として、会員資格の停止または除名等の処分を受けたことがない方。また、同業他社との間で係争中または過去に係争の事実がない方。(12) その他、当社が適格と認めた方（当社は、独自の裁量に基づき入会承認の可否を判断できるものとし、承認しない場合でもその理由を開示する義務を負いません）

第6条（会員の種類）

1. 本施設の会員の種類及びその利用条件（不特定の会員最大 5 名が同時に参加するクラスレッスン、及び事前に予約した 1 名から 3 名の会員が参加するプライベートレッスンの利用を含む）は、別途当社の定める料金表等によるものとします。会員の種類には、通常会員のほか、当社が別途定める条件を満たすモニター会員等が含まれます。当社は、必要に応じて会員の種類を新設、変更または廃止することがあります。

第6条の2（モニター会員に関する特則）

1. （定義）本規約において「モニター会員」とは、第5条に定める入会資格に加え、当社の審査を経て、本施設の広報活動に協力することを条件に、当社が別途定めるモニター会員価格（以下「モニター価格」といいます）で本施設を利用する会員をいいます。
2. （協力義務）モニター会員は、モニター価格が適用される期間中、以下の各号に定める当社の広報活動に協力する義務を負うものとします。協力義務の具体的な内容、時期、方法等については、当社の指示に従うものとします。(1) 当社が指定するウェブサイト、SNS 等への口コミ、レビューの投稿（原則として 1 回以上）。(2) 当社が実施するアンケートへの回答。(3) 当社が本施設内で行う写真または動画の撮影における被写体としての協力。

- 3.（肖像権等の利用許諾）モニター会員は、前項第3号に基づき撮影された、自己が被写体として含まれる写真及び動画（以下「本件肖像等」といいます）について、当社が以下の目的で利用することをあらかじめ承諾するものとします。（1）利用目的：当社及び本施設の広報宣伝活動（ウェブサイト、SNS、チラシ、広告物等への掲載を含む）（2）利用期間：モニター会員の在籍期間中及び退会後 3 年間（3）利用範囲：全世界における利用（複製、上映、公衆送信、展示等を含む）（4）当社は、本件肖像等の利用にあたり、モニター会員の名誉、プライバシー等の権利を不当に侵害しないよう配慮します。
- 4.（モニター価格の適用期間及び通常プランへの移行）（1）モニター価格の適用期間、無料となる期間（以下「無料期間」といいます）、及びその後の割引期間は、入会時のキャンペーン内容及び申込書に記載された条件によるものとします。（2）前号の適用期間が満了した後は、モニター会員から別途退会の申し出がない限り、自動的に当社が指定する通常プランに移行し、当該プランの正規の月会費が適用されるものとします。移行後の通常プラン及びその月会費は、入会時のキャンペーン内容及び申込書に記載された条件により明示します。当社は、適用期間の満了に先立ちその旨の通知を行うよう努めます。
- 5.（最低利用期間）モニター会員は、その契約の性質上、無料期間を除き、当社が別途定める期間（以下「モニター最低利用期間」といいます）は、本契約を継続するものとします。モニター最低利用期間の具体的な期間は、入会時のキャンペーン内容及び申込書に記載された条件によるものとします。モニター最低利用期間中に自己都合により退会する場合、第12条第1項の申出に加え、解約料として、正規料金（入会金を含む）とモニター会員として支払った金額との差額に相当する額、またはその他申込書に記載された方法により算定された金額の支払義務を負います。この場合の支払は、第12条第2項の定めるところにより精算します。この場合、第12条第6項に定める退会事務手数料は、本項の解約料に含まれるものとし、別途発生しません。
- 6.（協力義務の不履行）モニター会員が、正当な理由なく第2項に定める協力義務を履行しないと当社が判断した場合、当社は、事前の通知をもってモニター価格の適用を中止し、適用中止以降は正規の月会費を請求できるものとします。また、義務違反の程度が著しいと判断した場合は、正規料金とモニター価格との差額の全額または一部を請求し、または第10条に基づき会員資格を除名することがあります。
- 7.（その他）本条に定めのない事項については、本規約の他の条項がモニター会員にも適用されるものとします。ただし、モニター最低利用期間中は、第11条第9項に定める場合を除き、第11条に定める休会制度を利用することはできません。

第7条（会員資格の有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、当社が入会を承認した日から、会員が退会、第12条の2に定める会費不払による契約終了、除名その他本規約に定める事由により会員資格を喪失する日までとします。

第8条（入会手続き）

1. 本施設への入会を希望する方は、本規約及び当社が定める諸規則の内容を理解し同意の上、当社所定の入会申込手続きを行い、当社が別途定める入会金及び初月・翌月分の会費等を、当社指定の方法で納入するものとします。
2. 前項の手続きが完了し、当社が入会を承認した時点で、会員資格を取得するものとします。
3. 会費は、原則としてクレジットカードによる自動決済とし、毎月 20 日に翌月分の会費を決済します。決済ができなかった場合、会員は当社の指示に従い速やかに支払うものとします。当社の責めに帰すべき事由なく、会員が本規約に基づき支払うべき諸費用その他の金銭債務について所定の支払期日までに支払をせず、当該支払期日の属する月の翌月 1 日を経過した場合、当社は、督促及び再請求業務に要する実費相当額として、1 回につき金 2,200 円（税込）の再請求事務手数料を請求できます。再請求事務手数料は、滞納が複数月にわたる場合は滞納した月分ごとに発生しますが、同一の滞納月については 1 回に限りです。また、未払が生じた時から当該未払の全額が完納された時までの期間（以下本項において「滞納期間」といいます。）中に発生する再請求事務手数料は、1 の滞納期間につき合計 3 回（金 6,600 円（税込））を上限とし、4 回目以降は発生しません。未払の全額が完納された後に新たに生じた未払については、新たな滞納期間として本項を適用します。
4. 入会時にキャンペーン等が適用された場合、その適用条件は当社が別途定めるものとし、会員が当該条件を満たさない場合（最低利用期間中の休会・退会等を含むがこれに限らない）、キャンペーン特典の適用を取り消し、正規料金との差額等を請求する場合があります。
5. 未成年者の入会には、親権者の同意書が必要です。親権者は、本規約に基づく未成年会員の一切の義務について、本人と連帯して責任を負うものとします。
6. 会費は暦月単位で発生します。入会初月の会費は、会員種別ごとに料金表へ定める週割り、日割りその他の算定方式により計算し、一律の日割り計算は行いません。

第9条（入会金、会費等）

1. 会員は、当社が別途定める入会金、体験レッスン料、会費、レッスン料、その他諸費用（以下総称して「諸費用」といいます）を、所定の方法で所定の期日までに支払う義務を負います。
2. 一旦納入された諸費用は、法令の定めにより返還が義務付けられる場合、または当社の責めに帰すべき事由により本施設の利用が不可能となった場合を除き、理由の如何を問わず原則として返還いたしません。
3. 当社は、運営上の必要性、経済情勢の変動等に応じ、会員に事前に告知（原則として 1 か月前までに施設内掲示、ウェブサイト掲載、メール通知等の方法による）することにより、諸費用の種類、金額、支払方法、支払期日等を変更できるものとします。会員の金銭負担を増加させる変更については、第38条第4項及び第5項の定めによります。

4. 当社は、入会金、体験レッスン料、会費、レッスン料その他のサービスの対価の額を、版番号、施行日、対象店舗及び掲載場所を明示した料金表（以下「料金表」といいます）として定め、当社ウェブサイトへの掲載その他の方法により公表します。料金表は、第37条に定める細則等の一部を構成します。料金表の改定は、第3項及び第38条の定めに従います。

第10条（会員資格の一時停止及び除名）

1. 当社は、会員が次の各号の一に該当すると判断した場合、事前の通知または催告をすることなく、当該会員の資格を一時停止し、または除名することができるものとします。除名された会員は、以後、本施設の利用を一切できません。(1) 本規約、当社が定める諸規則、その他法令に違反したとき (2) 当社または本施設の名誉・信用を著しく毀損し、または本施設の秩序を乱したとき (3) 諸費用の支払を怠り、当社からの催告後も相当期間内に支払がなされないとき（原則として2か月以上の滞納） (4) 第5条に定める会員資格要件を欠くに至ったとき、または入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき (5) 他の会員やスタッフに対する迷惑行為、誹謗中傷、暴力行為、ハラスメント行為、その他本施設の運営に支障をきたす行為を行ったとき (6) 施設、設備、器具等を故意または重大な過失により損壊させたとき (7) 当社からの連絡に対し、合理的な期間、応答がないとき (8) その他、会員としてふさわしくないと当社が客観的かつ合理的な理由に基づき判断したとき
2. 前項に基づき会員資格を一時停止又は除名された場合でも、会員は、未払いの諸費用等があれば、その支払を免れることはできません。当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、既に受領した諸費用の返還義務を負いません。会員資格を一時停止された期間中も、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、月会費等の支払義務は継続するものとします。当社の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合の賠償は、第31条の定めるところによります。一時停止は、その原因となった事由の確認、調査又は是正に必要な合理的な期間に限り行うものとし、当社は、当該事由が解消したと認めた場合、速やかに一時停止を解除します。

第11条（休会）

1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、月単位で休会することができます。休会の開始及び終了は暦月単位とし、月の途中における休会の開始又は終了は行いません。ただし、第12条第4項及び第6条の2第5項に定める最低利用期間中は、第9項に定める場合を除き、本条に定める休会制度を利用することはできないものとします。
2. 休会手続きは、休会開始を希望する月の前々月11日から前月10日（当該日が休業日の場合はその前営業日）までの期間に、当社所定の方法により行うものとし、手続きの完了をもって、休会開始希望月の1日から休会扱いとします。
3. 休会期間は、原則として1回の手続きにつき最長6か月間とします。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りではありません。
4. 休会期間中は、当社が別途定める休会費を支払うものとします。
5. 諸費用に未納がある場合、休会手続きを行うことはできません。
6. 入会キャンペーン等の適用を受けている会員が休会する場合、キャンペーンの適用条件によっては特典が失効する場合があります。
7. 会員は、休会手続き時に復会月を取り決めるものとします。休会していた会員は、取り決めた復会月の1日から自動的に休会前の会員種別にて復会し、復会月以降、通常の会費が発生します。
8. 休会していた会員が復会月の変更（休会期間の延長又は短縮）を希望する場合は、変更前の復会月又は変更後の復会月のいずれか早い方の月の前月10日（当該日が休業日の場合はその前営業日）までに、当社所定の手続きを行わなければなりません。復会月を変更した場合も、変更後の復会月の1日から復会し、当該復会月の会費は日割り計算を行わず、1か月分全額を支払うものとし、ます。
9. 最低利用期間中の会員であっても、傷病、長期入院、介護その他のやむを得ない事由がある場合は、当社の承認を得て、最低利用期間中に休会することができます。この承認を受けようとする会員は、医師の診断書その他当該事由を客観的に確認できるものとして当社が認める証明書類を提出しなければなりません。この場合、休会期間中の月は第12条第4項及び第6条の2第5項に定める最低利用期間の月数に算入せず、復会月以降、休会開始前の残余の最低利用期間を継続して計算します。

第12条（退会）

1. 会員は、自己の都合により退会を希望する場合、当社所定の退会申請フォームを提出することにより、退会を申し出るものとします。退会申請フォームは、当社の公式LINEアカウントを案内・相談窓口として会員に案内します。公式LINEアカウントへの相談又はメッセージの送信のみでは、本項の退会の申出は完了しません。ただし、退会申請フォームの不具合、スマートフォン若しくはインターネットを利用できない事情、障害その他のやむを得ない事由によりフォームの利用が困難な場合は、当社へ連絡し、当社が別途指定する記録の残る方法により手続を行うことができます。退会の申出は、退会を希望する月（以下「退会希望月」といいます。）の前々月11日から前月10日（当該日が休業日の場合はその前営業日）までの期間に当社へ到達しなければなりません。当社によるフォームの案内遅延、当社側のシステム障害その他当社の責めに帰すべき事由によりフォームの提出が困難となり又は遅延した場合において、会員がこの期間内に公式LINEアカウントその他当社が確認できる記録の残る方法により退会意思を明確に通知したときは、その通知が当社へ到達した日を本項の申出到達日とみなします。この期間内に第2項の要件を満たす申出が当社へ到達したことをもって、退会手続きは完了したものとし、当該申出に基づく退会は、退会希望月の末日（以下「退会日」といいます。）をもって効力を生じます。当社は、申出を受領したときは、記録の残る方法により受理した旨を通知します。

2. 会員は、第1項の申出を行う時点において未払の諸費用その他当社に対する債務がある場合、当該債務を完納した後でなければ、通常退会の申出を行うことができません。完納及び第1項の申出のいずれもが同項の申出期間内に完了したときに限り、退会希望月の末日をもって退会できます。当社は、申出を受領した後遅滞なく、退会日までの会費、解約料、退会事務手数料その他当社に対する債務の費目及び合計額を、記録の残る方法により会員へ通知します。第7項に定める解約料を請求する場合は、その算定の内訳を併せて示します。退会日までに発生した債務は、退会後も存続します。
3. 退会月の会費は、利用の有無にかかわらず、1 か月分全額を支払うものとします。
4. (通常会員の最低利用期間) 通常会員は、入会日から起算して 4 か月間 (以下「最低利用期間」といいます)、本契約を継続するものとします。最低利用期間中に自己都合により退会する場合、会員は、第1項の申出に加え、第7項に定める解約料の支払義務を負います。この場合の支払は、第2項の定めるところにより精算します。なお、最低利用期間中の休会については、第11条第9項の定めによります。
5. 最低利用期間の起算日は、入会日を基準とします。本条において「入会日」とは、システム上の会員登録日にかかわらず、会員に適用される会員種別 (プラン) の適用が開始された日をいいます。入会日が 1 日から 15 日の場合は当月を 1 か月目とし、16 日から末日の場合は翌月を 1 か月目として計算します。月会費が無料又は割引となる期間がある場合であっても、この数え方は変わりません。
6. 会員は、退会理由の如何にかかわらず、退会手続きに伴う事務手数料 (以下「退会事務手数料」といいます。) として金 3,300 円 (税込) を支払うものとします。ただし、最低利用期間中の退会に伴い次項の解約料を支払う場合、退会事務手数料は当該解約料に含まれるものとし、別途発生しません。
7. 最低利用期間中の解約料は、以下の計算式により算定します: 解約料 = (正規入会金 + 正規月会費 × 残余月数) - (実際に支払った金額) 本項において「正規月会費」とは退会手続き時点で会員に適用されている会員種別の正規の月会費を、「残余月数」とは最低利用期間の月数から第5項の数え方により経過した月数を控除した月数をいいます。会員種別の変更があった場合でも、最低利用期間は再起算されません。上記計算による額が金 22,000 円 (税込) を下回る場合 (負の値となる場合を含みます。) は、解約料は金 22,000 円 (税込) とします。

第12条の2 (会費不払による契約終了)

1. 本条において「対象月額債務」とは、会員が支払うべき月会費、第11条第4項に定める休会費その他対象月ごとに発生する諸費用をいい、都度利用料、解約料、退会事務手数料、再請求事務手数料及び遅延損害金その他月単位で発生しない金銭債務を含みません。同一の対象月に複数の対象月額債務がある場合は、その合計額を 1 か月分の債務として取り扱い、その一部のみが支払われた対象月は、合計額が完納されるまで未払の 1 か月分として数えます。
2. 対象月額債務について、支払期日を経過してもなお全額が支払われていない対象月が、連続しているか否かを問わず 3 か月分に達したときは、会員契約は、未払の対象月を古い順に数えた 3 か月目の末日 (以下「不払終了日」といいます。) をもって自動的に終了します。本項の終了は、当社による催告、督促又は終了通知の実施を条件としません。
3. 当社は、対象月額債務の未払が生じたときは、書面又は電磁的方法により、未払の対象月、費目及び金額、支払方法並びに未払が 3 か月分に達した場合の不払終了日を明示して、催告又は督促を行うものとします。ただし、催告若しくは督促の遅延、不到達又は欠缺は、前項に定める自動的な契約終了を妨げません。
4. 第2項の場合、当社は、不払終了日の属する月の翌月分以降の月会費、休会費その他月額で発生する諸費用を新たに発生させません。システム処理その他の事情により、これらの諸費用が形式上発生し、又は請求情報が生成された場合であっても、当社はこれを請求せず、速やかに取り消し、又は請求額を零円とする処理を行います。
5. 本条による契約終了後も、不払終了日までに発生した諸費用その他の金銭債務は完済されるまで存続し、当社はこれを請求し、及び回収することができます。第41条に定める遅延損害金は当該債務が完済されるまで継続して発生し、第8条第3項に定める再請求事務手数料は同項の上限を超えて新たに発生しません。
6. 会員から受領した支払について対象となる債務の指定がない場合、当社は、対象月額債務のうち支払期日の早い対象月に係るものから順に充当します。第2項の判定は、各対象月額債務の支払期日の終了時に、その時点までに当社が受領し確認した支払を本項の順序により充当した後の残高に基づいて行います。この判定により未払が 3 か月分に達したときは不払終了日を確定し、その後の一部又は全部の支払があった場合でも不払終了日は変更しません。未払の債務を完済した者は、第13条に従い再入会を申し込むことができ、当社は、本条による契約終了の事実のみを理由として再入会を拒否しません。

第13条 (再入会)

1. 過去に会員であった方が再入会を希望する場合、原則として新規入会と同様の手続きが必要です。ただし、退会から 6 か月以内に再入会する場合に限り、当社が別途定める基準に従い、入会金の全部または一部を免除することがあります。
2. 再入会の可否は、退会理由、過去の利用状況等を考慮し、当社が判断します。第10条により除名された方は、再入会することができません。

第14条 (会員資格の喪失)

1. 会員は、次の各号の一に該当した場合、当然にその会員資格を喪失します。(1) 第12条又は第38条第5項に定める退会日が到来したとき (2) 死亡したとき (3) 第10条に基づき除名されたとき (4) 第5条に定める会員資格要件を満たさなくなったとき (5) 破産、民事再生手続開始等の申立てがあったとき (6) 当社が本施設の全部を閉鎖したとき (7) 第12条の2に定める会費不払により会員契約が終了したとき

第15条（会員資格の譲渡禁止）

1. 会員は、その会員資格（本施設を利用する権利を含む一切の権利）を、理由の如何を問わず、第三者に譲渡、貸与、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為は一切できません。

第16条（会員種別の変更）

1. 会員は、当社所定の手続きを行うことにより、会員種別を変更することができます。変更希望月の前月 10 日（当該日が休業日の場合はその前営業日）までに、当社所定の変更届を提出するものとします。
2. 会員種別の変更は、変更希望月の初日から適用されます。変更後の会員種別の会費が適用され、変更手数料が発生する場合は、当社が別途定める手数料を支払うものとします。（現行：コースダウンの場合 2,200 円（税込））
3. 最低利用期間中は、月会費が下がる会員種別への変更をすることはできません。最低利用期間中に月会費が上がる会員種別へ変更した場合も、第12条第4項の最低利用期間は再起算せず、変更前の残余期間を引き継ぎます。
4. 会員種別を月会費が高額なものに変更（コースアップ）した場合、当該変更が適用された月から起算して 3 か月間は、月会費が低額なものに変更（コースダウン）することはできないものとします。

第17条（変更事項の届出）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、決済情報等、入会申込時の届出事項に変更があった場合、速やかに当社所定の方法で変更手続きを行うものとします。
2. 会員が前項の届出を怠ったことにより当社からの通知等が延着又は不到達となった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。当該延着又は不到達により会員に損害が生じた場合、当社は、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。当社の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合の賠償は、第31条の定めるところによります。

第3章 会員の権利・義務

第18条（施設の利用）

1. 会員は、本規約及び当社が定める諸規則を遵守し、登録している会員種別の利用範囲及び条件に従って、本施設を利用することができます。
2. 会員は、本施設の利用にあたり、当社が発行する会員証、または当社が指定する認証方法（スマートフォンアプリ等）を提示または利用するものとします。これらを提示できない場合、施設の利用をお断りすることがあります。
3. 会員は、本施設の利用に際し、常に施設内のスタッフの指示に従うものとします。

第19条（会員の義務）

1. 会員は、本規約及び当社が定める諸規則、施設内に掲示されたルール、スタッフの指示等を遵守しなければなりません。
2. 会員は、自己の責任と費用において、健康管理を行うものとします。体調がすぐれない場合は、施設の利用を控えるなど、無理のない範囲で利用するものとします。
3. 会員は、施設や設備を丁寧に取り扱い、他の会員やスタッフと互いに尊重し、快適な利用環境の維持に協力するものとします。
4. 会員は、自己の所有物について、自己の責任において管理するものとします。
5. 会員は、SNS、ブログ、その他インターネット上において、当社の許可なく他の会員やスタッフの個人情報（氏名、肖像等）を公開する行為、または当社、本施設、スタッフ、他の会員に対する誹謗中傷、名誉毀損、その他運営を妨害する内容の投稿を行ってはならないものとします。ただし、当社または本施設に関する否定的な口コミ、評価、レビューの投稿については、事実に基づかない場合または当社の営業に重大な支障を来す場合、法的措置を講じる場合があります。当社は、会員による誹謗中傷、名誉毀損、著作権侵害等の投稿により損害を被った場合、当該会員に対し、損害賠償請求（弁護士費用を含む）を行う権利を留保します。

第20条（利用禁止及び退場）

1. 当社は、会員が以下の各号の一に該当する場合、または該当する恐れがあると当社が合理的に判断した場合、当該会員による本施設の利用を禁止し、または施設からの退場を命じることができるものとします。この場合、利用できなかったことに対する補償や諸費用の返還は行いません。(1) 第5条に定める会員資格要件を満たさない、またはその恐れがあるとき (2) 本規約または当社が定める諸規則に違反したとき (3) 酒気を帯びているとき (4) 伝染病等、他人に感染する恐れのある疾病を有しているとき (5) 健康状態が悪く、運動することが危険であると当社が判断したとき (6) 危険物を持ち込んだとき (7) 許可なく施設内で写真・動画撮影、録音、勧誘行為、営業行為、政治活動、宗教活動（これらの準備行為と当社が判断する行為を含む）を行ったとき (8) 刺青、タトゥー（シール等を含む）を露出しているとき（当社が別途許可した場合を除く） (9) 他の会員やスタッフに対する迷惑行為、威嚇行為、その他秩序を乱す行為を行ったとき (10) 当社の許可なくお子様を同伴したとき (11) 正当な理由なくスタッフの指示に従わないとき (12) その他、本施設の利用者としてふさわしくないと当社が客観的かつ合理的な理由に基づき判断したとき

第4章 運営

第21条（運営管理）

1. 本施設の運営管理は、当社の責任において行われます。
2. 会員は、本施設の運営管理について意見を述べることはできますが、運営方針の決定に関与することはできません。
3. 当社は、施設の利用時間、利用ルール、提供するサービス内容等、運営管理に関する事項を定め、必要に応じてこれらを変更することができます。変更内容は、原則として事前に告知しますが、緊急の場合は事後告知となることがあります。
4. 当社が運営主体を変更する場合、または運営の全部もしくは一部を第三者に委託する場合、当社は会員に対し事前にその旨を告知し、会員の権利利益に不当な影響が生じないよう努めるものとします。

第22条（健康管理）

1. 会員及びビジター（第29条で定義）は、自己の責任において健康状態を管理し、本施設を利用するものとします。
2. 本施設利用中に体調が悪くなった場合は、直ちに利用を中止し、スタッフに申し出るものとします。
3. 当社は、会員及びビジターに対し、安全な施設利用のための情報提供や注意喚起を行います。個々の利用者の健康状態について責任を負うものではありません。

第23条（安全管理）

1. 会員及びビジターは、本施設の利用にあたり、当社が定める利用方法やスタッフの指示に従い、自己及び周囲の安全に十分配慮するものとします。
2. 万一、本施設利用中に負傷した場合や、事故が発生した場合は、速やかにスタッフに報告するものとします。

第24条（体験利用）

1. 当社は、入会を検討している方等を対象に、体験利用の機会を提供することがあります。
2. 体験利用者は、本規約及び当社が別途定める体験利用に関する諸規則を遵守するものとし、本規約の会員に関する規定（諸費用支払義務、損害賠償責任、利用禁止等）を準用します。

第25条（営業日及び営業時間）

1. 本施設の営業日、営業時間及び受付時間については、当社が別途定め、施設内掲示及び当社ウェブサイト等で告知します。
2. 当社は、必要に応じてこれらを変更することがあり、変更する場合は原則として事前に告知します。

第26条（施設の休業及び利用制限）

1. 当社は、以下の理由により、本施設の全部または一部の営業を休止し、または利用を制限することができるものとします。(1) 定休日としてあらかじめ定めた日 (2) 年末年始、夏季休業等、当社が定める計画的な休業日（年間 10 日程度を目安とする） (3) 施設の点検、保守、修繕、改修等を行う場合 (4) 天災地変、気象災害、疫病の流行、行政指導、その他当社の責に帰すことのできない事由により営業が困難または不適当と判断した場合 (5) イベント開催等、運営上の都合により必要な場合
2. 前項に基づき休業または利用制限を行う場合、当社は原則として事前に告知（緊急時を除く）を行います。それによる諸費用の割引や返還は原則として行いません。ただし、当社の責めに帰すべき事由により本施設の全部が連続 7 日間以上利用できない状態となった場合は、当社は、当該利用不能の期間に応じて月会費を日割りで減額し、又は振替その他の代替措置を講じます。その他の場合であっても、当社の責めに帰すべき事由により会員の利用権に重大な支障が生じ、かつ代替措置（レッスンの振替等）の提供も困難であるときは、当社所定の基準に従い対応します。

第5章 予約、キャンセル及び遅刻

第27条（クラスレッスンの予約とキャンセル）

1. クラスレッスン（以下「クラス」といいます。）の予約及びキャンセルは、当社指定の予約システムを通じて行うものとし、電話や店頭での予約・キャンセルは受け付けません。ただし、システム障害その他当社がやむを得ないと認める場合は、当社が別途案内する方法によることができます。
2. クラスの予約は、各クラスの開始時刻の 15 分前まで可能です。
3. クラスのキャンセルは、各クラス開始時刻の 3 時間前まで可能です。
4. 前項の期限までにキャンセル手続きが行われなかった場合（無断欠席を含む）、または第28条に定める遅刻によりクラスに参加できなかった場合は、理由の如何を問わず、次の各号のいずれかの措置を講じます。(1) 無制限利用プランの会員の場合：当社は、クラスレッスンキャンセル料として 3,300円（税込）を請求します。(2) (1)以外の会員の場合：当社は、当該クラスを 1 回分利用したものとして取り扱う（回数券の消化、月利用回数のカウント等）か、またはクラスレッスンキャンセル料として3,300 円（税込）を請求することができるものとします。いずれの措置を講じるかは当社の裁量によるものとします。

5. 前項のキャンセル料は、原則として次回の月会費と合算して、登録されたクレジットカードより決済するものとします。

第28条（クラスレッスンの遅刻）

1. 安全確保及び他の参加者への配慮のため、クラス開始時刻から 5 分以上遅刻した場合、当該クラスへの参加はできません。ウォーミングアップへの不参加はけがのリスクを高めるため、ご理解ください。
2. 遅刻によりクラスに参加できなかった場合も、前条第4項に定める措置の対象となります。
3. 交通機関の遅延、交通渋滞等、理由の如何を問わず、遅刻による不参加も同様の取扱いとなります。事前の連絡は不要です。

第28条の2（プライベートレッスンの予約、キャンセル及び遅刻）

1. プライベートレッスン（1 名から 3 名まで参加可能な事前予約制のレッスン）の予約及びキャンセルは、原則として当社指定の予約システムまたは別途当社が指定する方法を通じて行うものとします。
2. プライベートレッスンには以下の種類があります：(1) 1 名で受講するパーソナルプライベートレッスン (2) 2 名ペアで受講するプライベートレッスン (3) 3 名で受講するプライベートレッスン
3. プライベートレッスンの予約変更及びキャンセルは、予約日時の 24 時間前まで可能です。
4. 前項の期限までに予約変更またはキャンセル手続きが行われなかった場合（予約した会員全員の無断欠席を含む）、理由の如何を問わず、当社は、当該プライベートレッスンを 1 回分利用したものとして取り扱う（回数券の消化等）か、またはプライベートレッスンキャンセル料として 8,800 円（税込）を請求することができるものとします。いずれの措置を講じるかは当社の裁量によるものとします。当該キャンセル料は、原則として次回の月会費と合算して、登録されたクレジットカードより決済するものとします。
5. 2 名ペアまたは 3 名でプライベートレッスンを予約した場合において、予約した会員の一部がキャンセルまたは欠席したときは、レッスンは実際に参加された会員を対象として、予約どおりの時間で実施します。この場合、当社は欠席した会員分の利用料金（購入済みのチケット代等を含む）について、返金、割引、または他のレッスンへの振替等は一切行いません。
6. 予約時刻に遅刻した場合、レッスンの終了時刻は変更せず、レッスン時間が短縮されることになります。この場合でも、レッスン料の割引や返金はありません。

第6章 その他

第29条（ビジター利用）

1. 当社は、会員以外の方（以下「ビジター」といいます）に、当社が定める条件（利用資格、利用料、利用範囲等）の下で、本施設の利用を認めることがあります。
2. ビジターは、本規約及び当社が別途定めるビジター利用に関する諸規則を遵守するものとし、本規約の会員に関する規定（諸費用支払義務、損害賠償責任、利用禁止等）を準用します。

第30条（損害賠償責任）

1. 会員及びビジターは、本施設の利用中、自己の責めに帰すべき事由により、当社、他の会員、その他の第三者または本施設の設備等に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 会員が同伴したビジターが与えた損害については、当該会員が連帯して賠償責任を負うものとします。
3. 会員またはビジターが本規約に違反し、当社に損害を与えた場合、当社は、当該違反と相当因果関係のある範囲で、現実に生じた損害（弁護士費用その他の回収に要した合理的な費用を含みます）の賠償を請求できるものとします。

第31条（当社の責任）

1. 当社は、会員及びビジターが本施設利用中に被った損害（負傷、疾病、盗難、紛失等を含む）について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、損害賠償責任を負わないものとします。
2. 当社が損害賠償責任を負う場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、その責任範囲は、当該会員またはビジターに現実に生じた直接かつ通常の損害に限定され、賠償額は、当該損害が発生した月に当該会員またはビジターから当社が受領した会費または利用料の 1 か月分相当額を上限とします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により会員またはビジターの生命または身体に生じた損害については、本項の限定及び上限は適用しません。
3. 会員及びビジターは、自己の所有物について、自らの責任で管理するものとし、当社は、施設内での盗難、紛失、破損等について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。また、施設内での忘れ物の取扱いは、次の各号に定めるところによります。(1) 現金、貴重品その他遺失物法の適用がある拾得物件については、同法の定めに従い取り扱います（警察署への提出を含みます）。個人情報が含まれるものについては、法令に基づき適切に取り扱います。(2) 前号に定めるもののほか、忘れ物については、発見日から 1 か月間保管し、期間内に引取りの申出がないときは、所有者が当該物品に関する一切の権利を放棄したものと、当社にて処分できるものとします。保管期間中の紛失・破損等について、当社は、当社の責めに帰すべき事由がない限り責任を負いません。(3) 腐敗若しくは変質のおそれがある物、危険物その他安全衛生上の問題がある物については、前2号にかかわらず、当社は即時に処分できるものとします。

4. 当社は、会員及びビジターが本施設利用中に生じた以下の事項について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わないものとします。(1) 個人の体質、既往症、隠れた疾患等起因する健康被害 (2) 会員が指示に従わなかった、または不適切な利用をしたことによる一切の損害 (3) 天災地変、疫病、交通機関の運休等の不可抗力による施設利用不能 (4) 第三者による犯罪行為、その他当社の管理を超えた事由による損害 (5) 施設利用前後の移動中に生じた事故・損害
5. 当社の責任の有無、賠償の範囲及び責任制限について本規約の他の条項と本条の定めが異なる場合は、本条を優先して適用します。

第32条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、会員及びビジターから取得した個人情報を、当社のプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱います。
2. 主な利用目的は、本施設に係るサービスの提供、会員管理、事務連絡、当社からの各種案内（広告を含む）、サービス改善、統計分析等です。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いを第三者に委託することがあります。その場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行います。
4. 当社は、諸費用その他の金銭債権の督促又は回収を、回収代行会社、弁護士その他の専門家へ委託することがあります。この場合、当社は、当該委託に必要な範囲で、会員の氏名、連絡先、契約内容、請求及び支払状況その他債権の督促又は回収に必要な個人情報を委託先へ提供し、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

第33条（個人情報の開示等）

1. 会員及びビジターは、当社に対し、自己に関する保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止を求めることができます。手続きの詳細は、当社のプライバシーポリシーまたは別途定める手続きによります。

第34条（施設内撮影等）

1. 当社は、当社の広報活動、記録、防犯等を目的として、本施設内において写真または動画の撮影を行うことがあります。施設利用者は、施設内で撮影が行われる可能性があることをあらかじめ承諾するものとします。
2. 当社が、会員またはビジターが識別可能な写真・動画等を、ウェブサイト、SNS、広告物等に使用する場合は、原則として事前に個別に利用目的等を説明の上、当該会員またはビジターから承諾を得るものとします。

第35条（諸費用等の変更）

1. 当社は、第9条第3項に定めるとおり、諸費用を変更することができます。

第36条（施設の廃止・利用制限）

1. 当社は、経営上の判断、天災地変、法令の制定改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が生じた場合、本施設の全部または一部を廃止し、またはその利用を長期間にわたり制限することができるものとします。
2. 施設を完全に廃止する場合、当社は会員に対し相当な期間をもって事前に告知するとともに、閉鎖日以降の期間に相当する支払済みの会費等について、法令及び当社規定に従い、清算・返還等の適切な措置を講じます。

第37条（細則）

1. 本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合、または本施設の運営上必要な事項については、当社が別途細則等を定めることができるものとし、会員及びビジターはこれに従うものとします。細則等も本規約の一部を構成します。

第38条（規約の改訂）

1. 当社は、民法その他関係法令の定めに従い、利用者の一般の利益に適合する場合又は合理的な必要性がある場合には、本規約及び細則等を変更することができるものとします。
2. 当社が本規約及び細則等を変更する場合、効力発生日を定め、効力発生日の1か月前までに、変更後の規約等の内容及び効力発生日を、施設内掲示、当社ウェブサイトへの掲載、又は会員への電子メール送信その他当社が適当と認める方法により告知（ただし、軽微な変更又は会員に有利な変更の場合は事後告知も可）するものとします。会員は、施設内掲示や当社ウェブサイト等を定期的に確認する義務を負うものとします。会員が確認を怠ったことにより不利益を受けた場合、当社は、自らの責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。当社の責めに帰すべき事由により会員に損害が生じた場合の賠償は、第31条の定めるところによります。
3. 変更後の規約等は、効力発生日からすべての会員及びビジターに適用されるものとします。
4. 会費等の金銭負担を増加させる変更（新設・増額を含みます。）又はこれと同視できる不利益変更については、第2項にかかわらず、当社は、効力発生日を毎月1日と定め、原則として効力発生日の属する月の前々月10日までに第2項所定の方法により告知するものとします。やむを得ない事由により前々月10日までに告知できなかった場合、当社は、効力発生日を繰り下げ、告知の日から次項に定める退会手続きの期限までに1か月以上の期間が確保されるようにします。

5. 会員が前項の変更に異議がある場合、当社は当該会員に対し個別に協議の機会を設けます。ただし、会員に未払の諸費用その他当社に対する債務がある場合、協議は当該債務を完納した後に行います。協議が整わないとき、会員は、効力発生日の属する月の前月 10 日までに、第12条第1項に定める方法による退会の申出を当社へ到達させることにより、効力発生日の属する月の前月末日（以下、本項において「退会日」といいます。）をもって退会することができます。会員は、本項の申出を行う時点において未払の諸費用その他当社に対する債務がある場合、当該債務を完納した後でなければ本項の申出を行うことができず、完納及び申出のいずれもが本項に定める期限までに完了したときに限り、本項により退会できます。本項に基づく退会については、第12条第1項に定める申出期間、同条第2項、同条第4項、同条第6項及び同条第7項並びに第6条の2第5項の定めにかかわらず、本項を優先して適用します。申出が当社に到達した時以後、新たな会費等を発生させません。ただし、申出の到達時まで既に発生した諸費用その他の金銭債務の支払義務は退会後も存続し、第41条に定める遅延損害金は当該債務が完済されるまでの間継続して発生します。本項に基づく退会については、解約料、退会事務手数料その他名称の如何を問わず退会に伴う手数料は発生せず、日割り精算又は日割り返金はいりません。

第39条（準拠法）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第40条（合意管轄裁判所）

1. 本規約または本施設の利用に関連して、当社と会員またはビジターとの間で紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。ただし、法令上の専属管轄その他法令に別段の定めがある場合は、その定めに従います。

第41条（遅延損害金）

1. 会員及びビジターは、本規約に基づき当社に対して支払うべき金銭債務（諸費用、キャンセル料、解約料、損害賠償金等を含むがこれらに限らない）の履行を遅滞した場合、支払期日（第8条第3項に定める決済日、又は当社が請求書その他の方法により個別に指定した支払日をいいます）の翌日から支払済みまで年 14.6%の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金を付加して支払うものとします。当社が債権の督促又は回収のため第三者へ現実に支払った費用のうち、必要かつ相当な実費がある場合、当社は、その内容、金額及び根拠を個別に通知した上で、当該実費に限り請求することができます。

第42条（協議解決）

1. 当社、会員及びビジターは、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

第43条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第44条（発効）

1. 本規約は、2025 年 4 月 27 日から発効します。附則 本規約は 2025 年 7 月 10 日に一部を改定し、改定後の規約は 2025 年 8 月 10 日より効力を生じるものとします。本規約は 2026 年 9 月 10 日に一部を改定し、改定後の規約は 2026 年 11 月 1 日より効力を生じるものとします。